

第 1 3 号 議 案

久留米市文化財の指定について

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市文化財保護条例（昭和 4 7 年久留米市条例第 4 3 号）第 4 条第 1 項の規定により、久留米市文化財に指定しようとするものである。

久留米市文化財の指定について

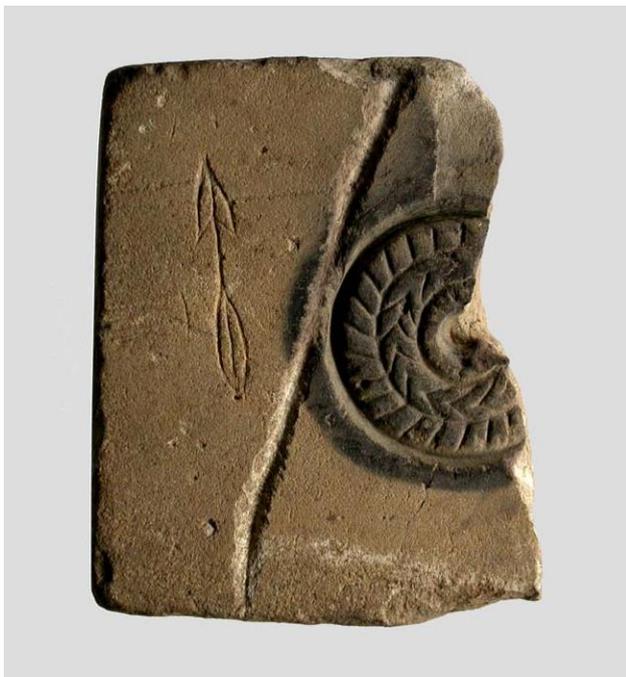
次のとおり、久留米市文化財の指定をする。

| 適用条例 | 種 別 | 名 称 | 保管場所 | 所有者 |
|-----------------------------------|-----------------|---|-----------------------------|-------------------------------|
| | 記号番号 | | | |
| 久留米市 文化財保護 条例 第4条 第1項 | 有形文化財 (考古資料) | たぬしまるまちじとくしゅつど 田主丸町寺徳出土 のこがたぼうせいきょういがた 小形仿製鏡鑄型 1点 | 久留米市 諏訪野町 1830 番地6 | 久留米市教 育委員会 教育長 大津 秀明 |
| | 考第7号 | | | |
| 適用条例 | 種 別 | 名 称 | 保管場所 | 所有者 |
| | 記号番号 | | | |
| 久留米市 文化財保護 条例 第4条 第1項 | 有形文化財 (考古資料) | くまやま ごうふんしゅつど 隈山2号墳出土の くちなしだま 山梔玉 15点 | 久留米市 諏訪野町 1830 番地6 | 久留米市教 育委員会 教育長 大津 秀明 |
| | 考第8号 | | | |
| 適用条例 | 種 別 | 名 称 | 保管場所 | 所有者 |
| | 記号番号 | | | |
| 久留米市 文化財保護 条例 第4条 第1項 | 有形文化財 (考古資料) | たかみずまいせきしゅつど 高三瀦遺跡出土の しょうどうたく 小銅鐸 1点 | 久留米市 諏訪野町 1830 番地6 | 久留米市教 育委員会 教育長 大津 秀明 |
| | 考第9号 | | | |

名 称：① たぬしまるまち じとくしゅつど こがたぼうせいきょういがた 田主丸町寺徳出土の小形仿製鏡 鑄型 1点

概 要：弥生時代後期初頭から前半に作られたものと推測される、仿製鏡（国産）の鑄型で、田主丸町寺徳の寺徳古墳から出土したもの。全体の 1/2 程度が残っており、大きさは、長さ 9.7 cm、現存幅 7.7 cm、厚さ 2.9 cm。

指定の理由：銅製品や鉄製品の鑄造は弥生時代後期の最先端技術であり、鑄造に欠かせない道具である鑄型は、鑄造技術の伝播を示すものである。弥生時代後期のクニグニのネットワークを考察する上でも貴重な資料と言え、保存状態も良好である。よって、久留米市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づき、市指定文化財として指定すべきものである。



名 称：② くまやま ごうふんしゅつど くちなしだま 隈山2号墳出土の山柵玉 15点

概 要：国分町の隈山古墳群の調査で出土した古墳時代の山柵玉。完形品8点、一部欠損品7点が出土し、銀製のため腐食が少なく状態は良好で、大きさは直径13.5～15.5ミリ、孔径1.5ミリ前後。出土例は全国で25例ほど。県内では出土例がなく、九州島内に限っても長崎県壱岐市の双六古墳で1個体、同市笹塚古墳で1個体出土しているのみ。

指定の理由：隈山2号墳出土の山柵玉は、出土例の稀少性と良好な保存状態から、歴史的資料として価値が高く、久留米の古墳時代後期から律令国家の成立期にかけての社会情勢を考える上で貴重な資料である。よって、久留米市文化財保護条例第4条第1項に基づき、市指定文化財として指定すべきものである。



名称：③ ^{たかみずまいせきしゅつど}高三瀦遺跡出土の ^{しょうどうたく}小銅鐸 1点

概要：三瀦町の高三瀦遺跡の調査で溝から出土した小銅鐸で、高さ 6.6 センチ、裾部幅 4.0 センチ、厚さ 2.7 センチで、小銅鐸としては平均的な大きさである。祭祀具とされる銅鐸の小型品と考えられているが、実際の使用法など機能面では解明されていない。小銅鐸の出土例は全国で約 60 例が知られ、九州では 15 例、福岡県内では 11 例がある。近隣では、佐賀県鳥栖市本行遺跡で 1 点の出土が知られるが、筑後地域では初出土で、筑後川以南では稀少な出土例となる。

指定の理由：市内では弥生時代の青銅器の出土は少なく、祭祀具とされる小銅鐸の出土は、高三瀦遺跡の重要性を補強する意味合いを持つ。また、筑後地域での青銅器の出土は稀少で、久留米市の弥生時代における祭祀を理解するうえで極めて重要な資料である。よって、久留米市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づき、市指定文化財として指定すべきものである。



第 1 4 号 議 案

久留米市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

教育長 大 津 秀 明

提 案 理 由

久留米市教育集会所条例（昭和 5 6 年久留米市条例第 1 1 号）の一部改正に伴い、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市教育集会所条例施行規則（昭和５６年久留米市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第１１条」を「第１０条」に、「使用（使用変更）許可申請書」を「久留米市教育集会所使用（使用変更）許可申請書」に改め、同条第２項中「集会所（久留米市教育集会所から久留米市水分教育集会所及び久留米市牧教育集会所（以下「水分・牧集会所」という。）を除いたものをいう。以下同じ。）」を「久留米市教育集会所（以下「教育集会所」という。）」に、「使用（使用変更）許可書」を「久留米市教育集会所使用（使用変更）許可書」に、「又は、」を「、又は」に改める。

第３条及び第４条中「集会所」を「教育集会所」に改める。

第５条第４号中「第１条」を「第１１条」に改める。

第６条を削る。

第７条第１項中「第１６条」を「第１４条」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条を第６条とする。

第８条第１号及び第２号中「久留米市教育集会所」を「教育集会所」に改め、同条を第７条とし、第９条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

第１１条第１項中「あつた」を「あった」に改め、同条第４項中「もつて」を「もつて」に改め、同条を第１０条とし、第１２条を第１１条とする。

第１３条中「、必要な事項は」を「必要な事項は、」に改め、同条を第１２条とする。

「
第１号様式中 久留米市教育集会所 { 使 用 } 許可申請書 を「久
使 用 変 更 }
」

留米市教育集会所使用（使用変更）許可申請書」に改める。

第 2 号様式中 「久留米市教育集会所 {使用 用} 許可書」 を「久留米市

教育集会所使用（使用変更）許可書」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、
附則に次の 1 項を加える。

（久留米市北野集会所条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 2 久留米市北野集会所条例施行規則を廃止する規則（平成 31 年久留米市規則第 17 号）の施行の日前に、廃止前の久留米市北野集会所条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の久留米市教育集会所条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の久留米市教育集会所条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

久留米市教育集会所条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第4号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>○久留米市教育集会所条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和56年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市教育集会所条例（昭和56年久留米市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用許可手続等）</p> <p>第2条 条例第11条の使用許可を受けようとする者は、原則として使用期日の3日前までに、<u>使用（使用変更）許可申請書（第1号様式）</u>により指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、<u>集会所（久留米市教育集会所から久留米市水分教育集会所及び久留米市牧教育集会所（以下「水分・牧集会所」という。）を除いたものをいう。以下同じ。）の使用を許可したとき又は、許可に係る事項の変更を許可したときは、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）に使用（使用変更）許可書（第2号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>（使用の取りやめ）</p> | <p>○久留米市教育集会所条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和56年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市教育集会所条例（昭和56年久留米市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用許可手続等）</p> <p>第2条 条例第10条の使用許可を受けようとする者は、原則として使用期日の3日前までに、<u>久留米市教育集会所使用（使用変更）許可申請書（第1号様式）</u>により指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、<u>久留米市教育集会所（以下「教育集会所」という。）の使用を許可したとき、又は許可に係る事項の変更を許可したときは、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）に久留米市教育集会所使用（使用変更）許可書（第2号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>（使用の取りやめ）</p> |

第3条 使用者は、集会所の使用を取りやめようとするときは、直ちに文書又は口頭で指定管理者に通知しなければならない。

(使用する権利の譲渡等の禁止)

第4条 使用者は、集会所を使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用者の守るべき事項)

第5条 使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 施設、設備の使用を終了したとき、又は条例第1条の規定によりその許可の取り消し等をされたときは、直ちにこれを元の状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。

(5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(水分・牧集会所の使用に係る規定の準用)

第6条 水分・牧集会所の使用については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第1項中「条例第11条」とあるのは「条例第13条において準用する条例第11条」と、「指定管理者」とあるのは「久留米市教育委員会」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「久留米市教育委員会」と、「集会所（久留米市教育集会所から久留米市水分教育集会所及び久留米市牧教育集会所

第3条 使用者は、教育集会所の使用を取りやめようとするときは、直ちに文書又は口頭で指定管理者に通知しなければならない。

(使用する権利の譲渡等の禁止)

第4条 使用者は、教育集会所を使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用者の守るべき事項)

第5条 使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 施設、設備の使用を終了したとき、又は条例第11条の規定によりその許可の取り消し等をされたときは、直ちにこれを元の状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。

(5) その他指定管理者の指示に従うこと。

(水分・牧集会所の使用に係る規定の準用)

第6条 (削除)

(以下「水分・牧集会所」という。)を除いたものをいう。以下同じ。)」とあるのは「水分・牧集会所」と、第3条中「集会所」とあるのは「水分・牧集会所」と、「指定管理者」とあるのは「水分・牧集会所」と、第4条中「集会所」とあるのは「水分・牧集会所」と、前条第5号中「指定管理者」とあるのは「水分・牧集会所の職員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第2条に規定する使用(使用変更)許可申請書及び使用(使用変更)許可書は、それぞれ第1号様式及び第2号様式に準じて作成しなければならない。この場合において、第1号様式及び第2号様式中「指定管理者」とあるのは「久留米市教育委員会」と読み替えるものとする。

(運営審議会の組織)

第7条 条例第16条に規定する久留米市教育集会所運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから久留米市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市職員

(審議事項)

第8条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

2 (削除)

(運営審議会の組織)

第6条 条例第14条に規定する久留米市教育集会所運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから久留米市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市職員

(審議事項)

第7条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

| | |
|---|--|
| <p>(1) <u>久留米市教育集会所の運営方針に関する事項</u></p> <p>(2) <u>久留米市教育集会所の利用及び普及に関する事項</u></p> <p>(3) その他久留米市教育委員会が必要と認める事項</p> <p>(任期)</p> <p><u>第9条</u> 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第10条</u> 審議会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選とする。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p><u>第11条</u> 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会議の開催について委員の3分の1以上の者から請求があつたときは、これを招集しななければならない。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができな</p> <p>い。</p> <p>3 会長は、審議会の議長となり、議事を総括する。</p> <p>4 審議会の議事は、出席委員の過半数を<u>もつて</u>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> | <p>(1) <u>教育集会所の運営方針に関する事項</u></p> <p>(2) <u>教育集会所の利用及び普及に関する事項</u></p> <p>(3) その他久留米市教育委員会が必要と認める事項</p> <p>(任期)</p> <p><u>第8条</u> 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第9条</u> 審議会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選とする。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p><u>第10条</u> 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会議の開催について委員の3分の1以上の者から請求があつたときは、これを招集しななければならない。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができな</p> <p>い。</p> <p>3 会長は、審議会の議長となり、議事を総括する。</p> <p>4 審議会の議事は、出席委員の過半数を<u>もつて</u>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> |
|---|--|

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、人権・同和教育課で処理する。

(補則)

第13条 この規則の施行に関し、必要な事項は久留米市教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、人権・同和教育課で処理する。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、久留米市教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(久留米市北野集会所条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

2 久留米市北野集会所条例施行規則を廃止する規則(平成31年久留米市規則第17号)の施行の前に、廃止前の久留米市北野集会所条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年6月29日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月27日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月26日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月29日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月27日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月26日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月25日教育委員会規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、田主丸町立社会教育集会所管理運営に関する規則(平成3年田主丸町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の久留米市教育集会所条例施行規則又は田主丸町立社会教育集会所管理運営に関する規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則 (平成17年11月24日教育委員会規則第56号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月25日教育委員会規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、田主丸町立社会教育集会所管理運営に関する規則(平成3年田主丸町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の久留米市教育集会所条例施行規則又は田主丸町立社会教育集会所管理運営に関する規則の規定により作成された様式があるときは、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則 (平成17年11月24日教育委員会規則第56号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年 月 日教育委員会規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の久留米市教育集会所条例施行規

則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の久留米市教育集会所条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

第1号様式(第2条関係)
久留米市教育集会所(施設)許可申請書

用紙管理番号 〇〇〇 年 月 日

住所
団体名
代表者名

申請責任者名 電話 〇〇〇〇〇〇

団体区分 1 部 2 官公庁 3 教育関係 4 福祉関係 5 その他()

使用目的 月 日 時から 月 日 時まで

使用日時 月 日 時から 月 日 時まで

使用場所 1 本会議室 2 研修室 3 図書室 4 視聴覚室 5 和室

使用人員 〇 名 学 生 〇 名

申請可番号 年 月 日付 第 〇 号

備考 申込には、小学校教員の帰属に属していない者を含む。

第1号様式（第2条関係）

第1号様式(第2条関係)
久留米市教育集会所(施設)許可申請書

用紙管理番号 〇〇〇 年 月 日

住所
団体名
代表者名

申請責任者名 電話 〇〇〇〇〇〇

団体区分 1 部 2 官公庁 3 教育関係 4 福祉関係 5 その他()

使用目的 月 日 時から 月 日 時まで

使用日時 月 日 時から 月 日 時まで

使用場所 1 本会議室 2 研修室 3 図書室 4 視聴覚室 5 和室

使用人員 〇 名 学 生 〇 名

申請可番号 年 月 日付 第 〇 号

備考 申込には、小学校教員の帰属に属していない者を含む。

(第64号議案)

久留米市教育集会所条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市水分教育集会所、久留米市牧教育集会所及び久留米市北野集会所の管理を指定管理者に行わせ、並びに開所時間を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※この改正により、隣保館を中心とした教育集会所8カ所の連携・ネットワークを充実させ、地域の実情・特性を踏まえながら、人権問題の解消に向けたまちづくりをさらに進めていく。

2 主な改正内容

(1) 指定管理対象施設の追加のための改正

- ・北野集会所条例を廃止し、北野教育集会所とするもの。(改正附則第2項、改正第2条関係)
- ・水分教育集会所及び牧教育集会所の指定管理除外規定を削除し、全ての教育集会所を指定管理者が管理できるようにするもの。(改正第5条関係)
- ・指定管理者への移行に伴い、水分教育集会所及び牧教育集会所の市直営での施設の所長等を設置できる規定及び教育委員会等の読み替え規定を廃止するもの。(現行第4条削除、現行第13条削除)

【参考】

現在指定管理者制度で管理運営している施設

| | | | | |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|
| 国分教育集会所 (御井町) | 草野教育集会所 (草野町) | 梅満教育集会所 (梅満町) | 善導寺教育集会所 (善導寺町) | 西町教育集会所 (西町) |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|

次期指定管理（H31年度～）から追加する施設

| | | |
|-------------------|------------------|----------------|
| 水分教育集会所 (田主丸町) | 牧教育集会所 (田主丸町) | 北野集会所 (北野町) |
|-------------------|------------------|----------------|

(2) 開所時間の統一のための改正

- ・開所時間を全市的に統一するもの。(改正第8条関係)

| 区 分 | 田主丸 | 北 野 | | 改正後 |
|------|--------|--------|---|------------|
| 開所時間 | 9時～17時 | 9時～22時 | ⇒ | 13時～21時30分 |

3 施行日

平成31年4月1日

第 1 5 号 議 案

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市教育集会所条例の一部改正及び久留米市勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、規則の一部を改正しようとするものである。

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成14年久留米市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「協働推進部職員及び田主丸総合支所職員」を「協働推進部職員」に、同表市民文化部職員、田主丸総合支所職員、北野総合支所職員、城島総合支所職員及び三潴総合支所職員の補助執行事務の項第4号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同表子ども未来部職員の補助執行事務の項補助執行事務の欄に次の1号を加える。

(2) 石橋記念くるめっ子館に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○新旧対照表（教育委員会事務の補助執行及び委任に関する規則）

| 現行 | | 改正後 | |
|--|---|--|--|
| 別表第2（第7条関係） | | 別表第2（第7条関係） | |
| 区分 | 補助執行事務 | 区分 | 補助執行事務 |
| 協働推進部職員及び田主丸総合支所職員の補助執行事務 | (1) 教育集会所の管理運営に関すること。 | 協働推進部職員 の補助執行事務 | (1) 教育集会所の管理運営に関すること。 |
| 市民文化部職員、田主丸総合支所職員、北野総合支所職員、城島総合支所職員及び三瀨総合支所職員の補助執行事務 | (1) 文化に関する事務に関すること。 (2) スポーツ（学校の教育課程としての体育を除く。）に関すること。 (3) 文化財の保護に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市文化財収蔵資料審議会に関すること。 イ 久留米市埋蔵文化財センターに関すること。 (4) 青少年教育及び社会教育に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市社会教育委員会議に関すること。 <u>イ 久留米市勤労青少年ホーム及び久留米市勤労青少年ホーム運営委員会に関すること。</u> ウ 久留米市生涯学習センター及び久留米市生涯学習センター運営委員会に関すること。 エ 久留米市社会教育指導員に関すること。 オ 久留米市田主丸複合文化施設及び久留米市城島総合文化センターに関すること。 カ 久留米市城島ふれあいセンター及び久留米市城島ふれあいセンター運営委員会に関すること。 (5) 図書館に関すること。 | 市民文化部職員、田主丸総合支所職員、北野総合支所職員、城島総合支所職員及び三瀨総合支所職員の補助執行事務 | (1) 文化に関する事務に関すること。 (2) スポーツ（学校の教育課程としての体育を除く。）に関すること。 (3) 文化財の保護に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市文化財収蔵資料審議会に関すること。 イ 久留米市埋蔵文化財センターに関すること。 (4) 青少年教育及び社会教育に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市社会教育委員会議に関すること。 <u>イ 久留米市生涯学習センター及び久留米市生涯学習センター運営委員会に関すること。</u> <u>ウ 久留米市社会教育指導員に関すること。</u> <u>エ 久留米市田主丸複合文化施設及び久留米市城島総合文化センターに関すること。</u> <u>オ 久留米市城島ふれあいセンター及び久留米市城島ふれあいセンター運営委員会に関すること。</u> (5) 図書館に関すること。 |
| 子ども未来部職員の補助執行事務 | (1) 適応指導教室の運営に関すること | 子ども未来部職員の補助執行事務 | (1) 適応指導教室の運営に関すること (2) <u>石橋記念くるめっ子館に関すること</u> |

(第64号議案)

久留米市教育集会所条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、久留米市水分教育集会所、久留米市牧教育集会所及び久留米市北野集会所の管理を指定管理者に行わせ、並びに開所時間を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※この改正により、隣保館を中心とした教育集会所8カ所の連携・ネットワークを充実させ、地域の実情・特性を踏まえながら、人権問題の解消に向けたまちづくりをさらに進めていく。

2 主な改正内容

(1) 指定管理対象施設の追加のための改正

- ・北野集会所条例を廃止し、北野教育集会所とするもの。(改正附則第2項、改正第2条関係)
- ・水分教育集会所及び牧教育集会所の指定管理除外規定を削除し、全ての教育集会所を指定管理者が管理できるようにするもの。(改正第5条関係)
- ・指定管理者への移行に伴い、水分教育集会所及び牧教育集会所の市直営での施設の所長等を設置できる規定及び教育委員会等の読み替え規定を廃止するもの。(現行第4条削除、現行第13条削除)

【参考】

現在指定管理者制度で管理運営している施設

| | | | | |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|
| 国分教育集会所 (御井町) | 草野教育集会所 (草野町) | 梅満教育集会所 (梅満町) | 善導寺教育集会所 (善導寺町) | 西町教育集会所 (西町) |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|

次期指定管理（H31年度～）から追加する施設

| | | |
|-------------------|------------------|----------------|
| 水分教育集会所 (田主丸町) | 牧教育集会所 (田主丸町) | 北野集会所 (北野町) |
|-------------------|------------------|----------------|

(2) 開所時間の統一のための改正

- ・開所時間を全市的に統一するもの。(改正第8条関係)

| 区 分 | 田主丸 | 北 野 | | 改正後 |
|------|--------|--------|---|------------|
| 開所時間 | 9時～17時 | 9時～22時 | ⇒ | 13時～21時30分 |

3 施行日

平成31年4月1日

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の
一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

根拠法令の改正や近年の利用状況を踏まえ、勤労青少年ホームの用途を生涯学習センター及び体育施設に変更するため、久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の一部を改正するもの。

なお、久留米市勤労青少年ホーム条例は廃止する。

[現行]

| |
|-----------------|
| 久留米市勤労青少年ホーム |
| 久留米市田主丸勤労青少年ホーム |



[改正案]

| |
|------------------------|
| 久留米市野中生涯学習センター（生涯学習施設） |
| 久留米市田主丸アリーナ（体育施設） |

2 改正の概要

(1) 久留米市生涯学習センター条例

久留米市野中生涯学習センターに関する規定を追加する。

○管理及び運営（第6条～第8条）

久留米市勤労青少年ホームの内容を基本的に継承する。

○利用料金（第15条～第18条、別表第4）

久留米市勤労青少年ホームの「勤労青少年以外の者」の利用料金を継承する。

○運営委員会（第24条）

久留米市野中生涯学習センター運営委員会を置く。

(2) 久留米市体育施設条例

久留米市田主丸アリーナに関する規定を追加する。

○開館時間及び休館日（別表第1及び別表第2）

久留米市田主丸勤労青少年ホームの内容を継承する。

○使用料（別表第8）

久留米市田主丸勤労青少年ホームの「勤労青少年でない場合」の使用料を継承する。

3 施行日

平成31年4月1日

第 2 1 号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、学校教育法施行規則（昭和 2 2 年 5 月 2 3 日文部省令第 1 1 号）第 1 0 4 条及び第 1 3 5 条、久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項並びに久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第104条及び第135条、久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項並びに久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項の規定に基づき、下記の者を学校評議員に委嘱する。

記

| 学 校 | 氏 名 | 所属及び経歴 | 任期 |
|---------------|--------|--|--------------------------------------|
| 久留米商業 高等学校 | 木村 修一 | 株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長 | 平成31年 4月1日 ～ 平成32年 3月31日 |
| | 別府 弥生 | 南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長 | |
| | 北島 香代子 | 株式会社九州総合保険センター代表取締役 日本損害保険代理業協会理事 | |
| | 宮崎 智美 | 青翠法律事務所弁護士 | |
| | 轟 照隆 | 元PTA会長 | |
| | 大藪 志保子 | 久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員 | |
| 南筑 高等学校 | 野瀬 修一 | 元PTA会長 | 平成31年 4月1日 ～ 平成32年 3月31日 |
| | 狩野 啓子 | 久留米大学文学部国際文化学科教授 | |
| | 角 栄子 | 株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長 | |
| | 緒方 徹 | 中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長 | |
| | 松隈 敏昭 | 合川校区人権推進協議会会長 | |
| | 田坂 公 | 福岡大学商学部教授 | |
| 久留米特別 支援学校 | 上野 勝旦 | 南校区人権啓発推進協議会会長 | 平成31年 4月1日 ～ 平成32年 3月31日 |
| | 古賀 俊彦 | 南校区津福自治会会長 | |
| | 野瀬 修 | 社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長 | |
| | 深川 和美 | NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長 | |
| | 藤野 薫 | 久留米市手をつなぐ育成会事務局 元南薫小学校通級指導教室担当者 | |
| | 矢野 井史 | 県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 | |
| | 長井 孝二郎 | 久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医 | |

学校評議員新旧対照表

| 学校 | 旧名簿 | | 新名簿 | |
|-----------|---------------------------------|---|---------------------------------|--|
| | 氏名 | 所属及び経歴 | 氏名 | 所属及び経歴 |
| 久留米商業高等学校 | 橋本 安彦 | 株式会社日商保険コンサルティング取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長 | ※木村 修一 | 株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長 |
| | 別府 弥生 | 南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長 | 別府 弥生 | 南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長 |
| | 北島 香代子 | 株式会社九州総合保険センター代表取締役 日本損害保険代理業協会理事 | 北島 香代子 | 株式会社九州総合保険センター代表取締役 日本損害保険代理業協会理事 |
| | 宮崎 智美 | 青翠法律事務所弁護士 | 宮崎 智美 | 青翠法律事務所弁護士 |
| | 轟 照隆 | 元PTA会長 | 轟 照隆 | 元PTA会長 |
| | 大藪 志保子 | 久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員 | 大藪 志保子 | 久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員 |
| 南筑高等学校 | 野瀬 修一 | 元PTA会長 | 野瀬 修一 | 元PTA会長 |
| | 狩野 啓子 | 久留米大学文学部国際文化学科教授 | 狩野 啓子 | 久留米大学文学部国際文化学科教授 |
| | 角 栄子 | 株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長 | 角 栄子 | 株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長 |
| | 緒方 徹 | 中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長 | 緒方 徹 | 中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長 |
| | 松隈 敏昭 | 合川校区人権推進協議会会長 | 松隈 敏昭 | 合川校区人権推進協議会会長 |
| | 田坂 公 | 福岡大学商学部教授 | 田坂 公 | 福岡大学商学部教授 |
| 久留米特別支援学校 | 上野 勝旦 | 南校区人権啓発推進協議会会長 | 上野 勝旦 | 南校区人権啓発推進協議会会長 |
| | 古賀 俊彦 | 南校区津福自治会会長 | 古賀 俊彦 | 南校区津福自治会会長 |
| | 野瀬 修 | 社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長 | 野瀬 修 | 社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長 |
| | 深川 和美 | NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長 | 深川 和美 | NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長 |
| | 藤野 薫 | 久留米市手をつなぐ育成会事務局 元南薫小学校通級指導教室担当者 | 藤野 薫 | 久留米市手をつなぐ育成会事務局 元南薫小学校通級指導教室担当者 |
| | 矢野 井史 | 県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 | 矢野 井史 | 県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 |
| 長井 孝二郎 | 久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医 | 長井 孝二郎 | 久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医 | |

※は新任評議員

学校教育法施行規則

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第104条 第43条から第49条まで(第46条を除く。)、第54条、第57条から第71条まで(第69条を除く。)及び第78条の2の規定は、高等学校に準用する。

第135条 第43条から第49条まで(第46条を除く。)、第54条、第59条から第63条まで、第65条から第68条まで、第82条及び第100条の3の規定は、特別支援学校に準用する。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

平成31年度久留米市教育施策要綱（案）について

1 教育施策要綱の趣旨

平成31年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

2 教育施策要綱の概要

| 項 目 | 内 容 |
|---|--|
| はじめに | 地教行法の改正に伴う総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付けについて記載する。 |
| I 教育施策の重点課題と対応方針 (p.1) | 総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本目標を踏まえた施策を推進していくとし、平成31年度当初予算の基本方針を記載する。 |
| II 教育行政の主要施策の展開 | 教育に関する大綱の基本方針をもとに各施策の項目を予算基本方針にて項目設定する。 |
| i <u>子どもの笑顔があふれるまち</u> 1 教育改革プランの推進 2 学校教育環境等の整備 ii <u>心豊かな市民生活を創造するまち</u> 1 生涯学習・社会教育の推進 2 歴史的資源の保護・活用 3 スポーツの推進 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり iii <u>人権が確立されたまち</u> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">予算基本方針</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> <p style="text-align: center;">予算基本方針</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 大綱の基本方針を反映 </div> |
| III 教育施策の重点事業 | IIで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について詳細に記載する。 |

平成31年度

久留米市教育施策要綱
(案)

久留米市教育委員会

はじめに ～久留米市教育行政の基本指針～

久留米市は、平成 12 年(2000 年)に 21 世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画 基本構想を定め、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の 3 つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めています。

また、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示し、久留米市の都市づくりの基盤となるものとして、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間とした久留米市新総合計画第 3 次基本計画を策定し、持続的発展へ向けた都市づくりに取り組んでいるところです。

こうした中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、平成 27 年 11 月に設置した「総合教育会議」における協議を経て、学校教育・社会教育などの基本方針・基本目標を定めた「久留米市教育に関する大綱」を定めました。大綱は「一人ひとりを大切にしたい、未来を担う人づくり」を基本理念とし、教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を進めることとしています。

久留米市教育委員会では、この久留米市新総合計画第 3 次基本計画及び教育に関する大綱に掲げる基本理念と目指す都市の姿の実現に向けて、第 3 期久留米市教育改革プラン(市教育振興基本計画)をはじめとする教育に関連する様々な計画により、施策目標等の達成に向けた取組を推進しています。

その基本方針として、まず、「子どもの笑顔があふれるまち」にあっては、子ども一人ひとりが未来に希望を持ち、豊かな個性と才能を発揮しながら努力することの素晴らしさの分かる人間に育つ環境づくりを進めます。

「心豊かな市民生活を創造するまち」にあっては、生涯を通じた学習活動の支援やスポーツに親しめるような環境づくり、多様な文化芸術活動の創造や活性化、歴史的資源の魅力開発・発信や未来への継承、子どもたちの郷土愛を育む教育の実施を進めます。

「人権が確立されたまち」にあっては、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に向けた都市づくり、男女共同参画社会の実現にむけた取組を進めます。特に、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進します。

なお、こうした今後の教育行政の推進に当たっては、教育委員会及び事務局の活性化を図るとともに、市長部局はもとより、福岡県教育委員会や関係機関・団体との密接な連携を図る必要があります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、教育におけるより具体的な施策方針である平成31年度久留米市教育施策要綱を定めました。この教育施策要綱に基づき、教育課題の解決に向けて、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ継続的な教育施策・事業の推進に取り組んでいきます。

平成31年 月

久留米市教育委員会

目 次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| I | 教育施策の重点課題と対応方針 | 1 |
| II | 教育行政の主要施策の展開 | |
| i | 子どもの笑顔があふれるまち | |
| 1 | 教育改革プランの推進 | 2 |
| 2 | 学校教育環境等の整備 | 10 |
| ii | 心豊かな市民生活を創造するまち | |
| 1 | 生涯学習・社会教育の推進 | 12 |
| 2 | 歴史的資源の保護と活用 | 13 |
| 3 | スポーツの推進 | 15 |
| 4 | 市民の自己学習の場としての図書館づくり | 17 |
| iii | 人権が確立されたまち | 18 |
| III | 教育施策の重点事業 | 19 |
| IV | 教育行政資料 | |

I 教育施策の重点課題と対応方針

1 総括的な考え方

平成31年度は、久留米市教育に関する大綱における本市の教育理念と基本目標を踏まえ、平成28年3月に策定した「第3期久留米市教育改革プラン（以下「プラン」という。）の最終年度となる。

プランの3年目にあたる平成30年度の取組の進捗状況としては、学校安全への支援や地域学校協議会提言の実働化の支援など、より高い成果が現れた取組がある一方で、学力の保障と向上の取組については、評価指標に届いていない状況にある。

このような中、学校教育では、道徳の特別の教科化や小学校における外国語の教科化を含む本格実施が始まるほか、情報技術の革新により到来する新たな社会を見据え、小学校でのプログラミング教育をはじめとする新たな学びが求められる一方で、急速に世代交代が進み、長時間勤務が常態化しているなど、教員を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、平成31年度は、プランに掲げた3つの重点である「効果の持続と課題の改善」を目指し、これまでの取組の総仕上げを行うとともに、平成32年度がスタートとなる次期プランの策定に向けて、その成果と課題を総括していく。また、子どもたちのより良い教育環境の実現に向けて、戦後初めてとなる小学校の統合や人口動態の調査分析による小学校の適正規模化に向けた研究に取り組む。

また、教員の働き方改革のための人的体制の支援とともに教職員の研修の充実に取り組み、教員の負担軽減や指導力の向上を図る。さらに、学校施設の老朽化への対応のほか、経済的事由で就学困難な世帯への就学援助については、より困難度の高い世帯を重点的に支援するために必要な見直しを行う。

学校教育分野においては、これらの取組を総合的に推進し、プランの目標である「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目指す。

社会教育分野においては、昨年オープンした九州最大規模となる「久留米アリーナ」の活用により、市政の重要テーマ「誰もが楽しめるスポーツ環境の充実」の実現に向けて、多くの人々が集い、市民が愛着や誇りを感じることができるよう、魅力ある事業の開催や久留米市を対外的に売り込むMICEの誘致に取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成事業を推進する。

さらに、久留米市が有する歴史文化資源を、地域との協働により磨き上げるとともに、関係部局と連携しながら、その最大限の活用を図り、久留米市の魅力向上と地域の活性化に繋げていく。

併せて、高齢者等を中心として市民の生涯学習ニーズが高まる中で、協働の視点を持ちながら、生涯学習や健康増進、図書館事業等の取り組みを進める。

これらの取組を進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、効率的・効果的な事業実施に努めるとともに、子どもの貧困対策や青少年の健全育成等の視点に留意し、関係部局や様々な関係機関と緊密な連携を図りながら、協働した取組を進めていく。

II 教育行政の主要施策の展開

i 子どもの笑顔があふれるまち

1 教育改革プランの推進

第3期久留米市教育改革プランは、平成28年度からの4年間を計画期間としており、第1期及び第2期の教育改革プランにおける成果と課題を踏まえ、「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」を目標とし、目指す子どもの姿を「夢に向かって学ぶくるめっ子」としている。

従来からの取組の「効果の持続と課題の解消」を図るため、①わかる授業【学力の保障と向上】、②たのしい学校【安心・安全な学校づくり】、③久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】の3点から重点化を図り、施策を推進していく。また、3つの重点を支える施策として学校ICT環境の整備を進め、教材等の共有や研修の充実、校務の効率化を図っていく。

なお、事業の実施にあたっては、教育改革プランの重点に沿った施策とその評価指標を設定し、その効果を検証していく。

◎第3期久留米市教育改革プランの施策と評価指標

| 重点 | No. | 施策 | 評価指標 |
|---------------------------|-----|------------------|---|
| 重点1 わかる授業 | 1 | 授業改善への支援 | 全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える |
| | 2 | 外国語教育の推進 | 中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均を超える（英語教育実施状況調査結果） |
| | 3 | 教師力向上への支援 | 授業がわかると答える児童生徒の割合や学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合が全国平均を超える |
| 重点2 たのしい学校 | 1 | 不登校対応 | 不登校の出現率が全国を下回り、復帰率が県を上回ることを維持しつつ、さらなる改善を目指す |
| | 2 | いじめ問題対応 | いじめの認知件数が全国を上回り、解消率が全国平均を超える |
| | 3 | 学校生活充実への支援 | 学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合（再掲）や、自分にはよいところがあると答える児童生徒の割合が全国平均を超える |
| | 4 | 学校安全への支援 | 日本スポーツ振興センター災害給付対象者が件数の減少（小学校） |
| 重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進 | 1 | 学習習慣定着への支援 | 家庭等での学習時間の向上（1時間以上） |
| | 2 | 地域学校協議会提言実働化への支援 | 地域学校協議会提言の達成率の向上 |

(1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

毎日の授業や校内研修の充実を図り、子どもに基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを感じることができる子どもを育む。

また、全ての小・中学校で行われている「くるめ学」の学習や外国語教育を充実させるとともに、ICTの活用を一層進め、学力の保障と向上に努める。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|-------------------------------|--------------------------|--|---|
| 小・中学校学力・生活実態調査事業 【重点事業1】 | 学校教育課 | 児童生徒の学力等の実態を把握し、分析・考察した結果をもとに授業改善と教員の指導力向上を図る。 | 計 11,081 小:8,116 中:2,965 |
| 小学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業2】 | 学校教育課 | 児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置し、授業改善・補充学習・学習規律の確立に係る支援を行う。また、学力向上実践推進校における授業づくりや指導力向上に向けた実践研究、学生や地域ボランティアを派遣する放課後等の補充学習を実施する。 【新規】学力向上実践推進校 | 61,010 |
| 中学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業3】 | 学校教育課 | 中学校に非常勤講師を配置し、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上の企画立案等を行う。また、学力向上実践推進校における授業づくりや指導力向上に向けた実践研究、学生や地域ボランティアを派遣する放課後等の補充学習を実施する。なお、補充学習では、教員免許を有する学習指導講師を活用するなど、取組の充実を図る。 【新規】学力向上実践推進校・中学校放課後等学習事業 | 39,010 |
| 外国語指導助手活用事業 【重点事業4】 | 学校教育課 南筑高校 久留米商業高校 | 外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を小・中・高等学校の授業で活用する。 | 計 73,143 小：33,616 中：31,131 高：8,396 |
| 小・中学校特別支援教育支援員活用事業 【重点事業5】 | 学校教育課 | 通常学級や特別支援学級に在籍し、学習面や生活面で特別の支援を必要とする児童生徒に対して特別支援教育支援員を配置する。 | 計 104,367 小:85,218 中:19,149 |
| 「くるめ学」子どもサミット事業 【重点事業6】 | 学校教育課 | 「くるめ学」の学習成果を、児童生徒同士が発表し合う機会を設け、一層の充実を図るとともに、保護者や市民へ公開し、その趣旨や意義を周知する。 | 486 |

| | | | |
|---------------------------|---------------|---|--|
| 教育 I C T活用事業 【重点事業 7】 | 学校教育課 | ICT 機器を活用した教育活動を推進するため、教育 ICT 活用推進校にタブレット端末を配備して、効果的な授業づくりの調査研究と授業実践に取り組む。また、テレビ会議システムの機器を導入し、授業の幅を広げ、校務の利便性向上を図る。【新規】 | 11,594 |
| 小・中学校英語教育充実事業 【重点事業 8】 | 学校教育課 | 小学校の外国語教育推進校において、新学習指導要領を踏まえた実践的な調査研究を行い、その成果を他の小学校へ還元する。中学校では、英語の学習意欲の向上や実践的なコミュニケーションスキルの習得を図るため、くろめ英語留学事業を実施する。また、第3学年を対象に英検3級以上の取得を目指し、検定料の全額負担を行う。 | 13,714 |
| 教職員研修事業 【重点事業 9】 | 教育センター | 教育の専門家としての「確かな力量」「強い情熱」「人間力」を身につけた教職員を育成するために、教職員のキャリアステージや喫緊の教育課題に対応した研修計画を策定し、久留米市ならではの充実した研修を実施する。 | 13,830 |
| 小・中・特別支援学校図書活動の推進 | 教職員課 | 小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置する。 | 計 96,045 小：68,553 中：25,336 特支：2,156 |
| 学校事務支援事業 | 教職員課 | 小・中・特別支援学校に事務補助職員を配置することにより、学校事務の支援を行う。 | 計 92,976 小：60,602 中：30,992 特支：1,382 |
| 学校における働き方改革推進事業 | 教職員課 | 勤務時間を意識した働き方改革を進め、教職員の業務改善の取組を推進し、勤務環境整備のための支援を充実させることで、教職員の多忙化解消を図る。 【拡充】スクール・サポート・スタッフ事業 | 1,269 |
| 教育課題研究事業 | 教育センター | 本市の教育課題を解決するため、調査研究に取り組み、市主催研修等を通して、その成果を普及する。 | 824 |
| 教育活動支援事業 | 教育センター | 教職員の教育活動を直接支援するため、授業づくりサポートの充実、ICT 活用の推進、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育の推進、教育論文の執筆奨励を図る。 | 2,552 |
| 教職員校内研修事業 | 学校教育課 教職員課 | 教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する団体やグループに対して助成を行う。 | 計 2,716 小：1,371 中：742 特支：603 |

| | | | |
|---------------|-------|--|-------------------------------|
| 教科等教育研究推進事業 | 学校教育課 | 学校教育における各教科等の教育の充実を図るため、各種教科等研究会への補助金の交付を行う。 | 4,627 |
| 教育研究・実践指定委嘱事業 | 学校教育課 | 文部科学省や県教育委員会、市教育委員会より教育研究・実践指定校を指定し、研究実践活動を通して、教職員の能力の向上と教育活動の充実を図る。 | 計 2,200 小:1,000 中:1,200 |

(2) 重点2 たのしい学校【安心・安全な学校づくり】

不登校やいじめ問題への対策を着実にを行い、児童生徒が安心して学べる学級や楽しい学校生活を送ることができるように事業を推進する。その中で、自分の大切さとともに、他者の大切さを認め、共感・協調できる子どもの育成を図る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒や保護者の困りごとに対する相談体制の充実に取り組む。

さらに、校務運営の効率化を図ることで、教師が子どもと向き合う時間を確保し、安心・安全な学校づくりに努める。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|----------------------------------|-------|--|--|
| スクールカウンセラー活用事業 【重点事業 10-1, 2】 | 学校教育課 | 心理に関する専門的な知識経験を有するスクールカウンセラー（SC）を配置し、児童生徒や保護者の困りごとに対して、解消に向けた支援、不安の解消、関係機関との連携等を図る。 | 計 14,266 (小・特支・高) 3,542 (中) 10,724 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業 【重点事業 11】 | 学校教育課 | 福祉分野の諸制度等に関する専門知識を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決への対応を図る。 | — |
| 小学校不登校対応総合推進事業 【重点事業 12】 | 学校教育課 | 児童の不登校や不登校傾向等の早期段階からの解消を図るため、小学校に生徒指導サポーターを配置する。 | 14,993 |
| 中学校不登校対応総合推進事業 【重点事業 13】 | 学校教育課 | 中学校の校内適応指導教室に助手を配置し、不登校及び不登校傾向にある生徒に校内の居場所を作り、生徒指導、進路指導及び学習支援を行いながら、教室へ復帰するための支援を行う。 | 33,064 |

| | | | |
|----------------------------|--------|--|--|
| 不登校児童生徒対策事業 【重点事業 14】 | 青少年育成課 | 「らるご久留米」において、学校に行きたくても行けない児童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図る。また、臨床心理士との連携により、児童生徒及び保護者のサポートを強化する。 | 6,851 |
| 生徒指導充実事業 【重点事業 15】 | 学校教育課 | 専任生徒指導教員が配置されていない中学校に対し非常勤講師を配置し、当該教員が専任で生徒指導の諸問題への対応と解決を図る環境を整備する。 | 15,166 |
| ※再掲 教職員研修事業 【重点事業 9】 | 教育センター | 教育の専門家としての「確かな力量」「強い情熱」「人間力」を身につけた教職員を育成するために、教職員のキャリアステージや喫緊の教育課題に対応した研修計画を策定し、久留米市ならではの充実した研修を実施する。 | 13,830 |
| ※再掲 教育課題研究事業 | 教育センター | 本市の教育課題を解決するため、調査研究に取り組み、市主催研修等を通して、その成果を普及する。 | 824 |
| 学校問題解決支援事業 | 学校教育課 | 保護者等からの要求や苦情等に対して、法的・専門的な分野の専門家からなる相談体制を確立し、学校への助言等を行う。 | 324 |
| 健康増進特別事業 | 学校保健課 | 自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図る。 | 計 31,038 小：14,522 中：14,237 特支：2,279 |
| 生徒指導連絡協議会助成 | 学校教育課 | 問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を行う。 | 計 841 小：115 中：676 高：50 |
| SC・SSWスーパーバイザー活用事業 | 学校教育課 | 教育相談体制の強化を図るため、経験豊かで専門的知見を有するスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに指導助言を行う。 | 1,536 |

(3) 重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

全ての小・中学校に設置している地域学校協議会を充実し、提言の実働化と学校関係者評価の向上を図る。具体的には、地域人材の積極的な活用を図ることによって、学習習慣や基礎・基本の知識技能の定着を中心とした取組、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組、健全育成の取組等を推進する。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|--|-------|---|---------------------------------|
| ※再掲 小学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業2】 | 学校教育課 | 児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置し、授業改善・補充学習・学習規律の確立に係る支援を行う。また、学力向上実践推進校における授業づくりや指導力向上に向けた実践研究、学生や地域ボランティアを派遣する放課後等の補充学習を実施する。 | 61,010 |
| ※再掲 中学校くるめ学力アップ推進事業 【重点事業3】 | 学校教育課 | 中学校に非常勤講師を配置し、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上の企画立案等を行う。また、学力向上実践推進校における授業づくりや指導力向上に向けた実践研究、学生や地域ボランティアを派遣する放課後等の補充学習を実施する。なお、補充学習では、教員免許を有する学習指導講師を活用するなど、取組の充実を図る。 | 39,010 |
| 小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業 【重点事業16】 | 学校教育課 | 地域と共にある学校づくりのため、地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携を強化し、各学校の特色ある教育活動や教育課題に対応した取組を進める。 | 計 26,839 小 19,639 中 7,200 |
| P T A団体助成 | 教育部総務 | 家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小・中学校P T A連合協議会に対して補助金を交付する。 | 2,920 |

(4) 学校 I C T 環境整備

第3期久留米市教育改革プランの3つの重点を支える施策として学校 I C T の環境整備を進め、教育イントラネットを活用した教材等の共有や研修の充実を図るとともに、児童生徒の多くの情報を一元的に集約・管理する校務支援システムによる校務の効率化と情報の有効活用を推進していく。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|------------------------------|--------|---|-------------|
| 学校 I C T 環境整備事業 【重点事業 17】 | 教育センター | 教育イントラネットやデータセンターに一元化したファイルサーバ等について、安定的な運用を図る。また、学習指導や生徒指導に活用するために、児童生徒一人ひとりの様々の情報を一元管理する校務支援システムの保守、サポート体制を整えることで、システムの安定稼働・運用を行う。さらに、教職員のワークライフバランス確保のため、自宅でも校内と同じシステムにアクセス可能なテレワーク環境を構築する。 | 144,030 |
| 情報教育環境の充実 | 教育センター | 校務用・教育用ノートパソコンや PC 教室の整備及び必要なメンテナンスを行う。また、情報の収集・発信・交流を行うことができるよう、インターネット環境を整えるなど、情報教育環境の充実を図る。 | 132,765 |

(5) その他の施策

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|----------------------------|-------|---|-------------|
| 食育プログラム研究推進事業 【重点事業 18】 | 学校教育課 | 子どもたちの食に関する正しい知識と望ましい食習慣、基本的な生活習慣を育成するため、栄養教諭等研究会や食育推進校の P T A に対する助成を行う。 | 900 |
| 医療的ケア対応事業 【重点事業 19】 | 学校教育課 | 久留米特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置し、子どもの状況に的確に対応できる安全な教育環境の整備を図る。 | 28,612 |
| 中学校美術教育振興事業 【重点事業 20】 | 学校教育課 | 第1学年の生徒が久留米市美術館等の企画展・常設展を鑑賞するためのバスの借上げを行い、美術に対する興味を高め、豊かな心や郷土を愛する心を育む。 | 2,772 |

| | | | |
|---------------------------|-------|---|---|
| 発達障害早期総合支援事業 【重点事業 21】 | 学校教育課 | 発達障害を有する児童生徒への早期の相談支援として、子ども発達相談教室を設置する。また、ADHD の子どもへの包括的治療プログラムを行う「くるめ STP」に対し、補助金を交付する。 | 3,496 |
| 中体連・中文連助成 賞賜金支給 | 学校教育課 | 中学生の体育・文化活動の充実を図るため、中体連・中文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生徒の出場旅費の補助を行う。 | 計 22,783 補助金：21,119 賞賜金：1,664 |
| 中学校部活動活性化事業 | 学校教育課 | (財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入することで、外部指導者の指導中の事故等に対応する。 | 313 |
| 学校訪問看護支援事業 | 学校教育課 | 医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、学校活動において訪問看護制度を活用する際の補助を行う。 | 5,294 |
| 中学校活性化事業 | 学校教育課 | 中学校の生徒会の交流を促進し、生徒会活動を活性化することで、生徒による学校運営の円滑化と課題の解決を図る。 | 100 |
| 特別支援教育進路指導事業 | 学校教育課 | 久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習への支援を行う。また、職場実習助手や進路指導員を配置する。 | 4,198 |
| 就学相談事業 | 学校教育課 | 障害のある幼児児童生徒の就学先決定についての就学相談を実施し、自立及び社会参加に向けた基礎となる力を育む最適な環境を選択するための情報提供を行う。 | 1,362 |
| 定期健康診断 | 学校保健課 | 児童生徒及び教職員の健康診断を実施し、健康管理の推進を図る。 | 計 39,691 小：21,755 中：13,367 特支：1,638 高：2,931 |
| 歯科保健指導事業 | 学校保健課 | 学校歯科医の指導のもとに歯科衛生士を久留米市立小学校に派遣し、小学校2年生を対象に歯磨指導を行う。 | 913 |
| 感染症予防対策 | 学校保健課 | 学校における健康診断、応急措置等、学校保健に係る感染症予防対策を講じ、衛生面・安全面の向上を図る。 | 計 5,725 小：3,672 中：1,674 特支：87 高：292 |
| 学校保健会助成 | 学校保健課 | 各学校が実施する保健事業を支援することにより、学校保健衛生の普及向上に資する。 | 2,419 |
| 学校給食の充実 | 学校保健課 | 学校給食運営の効率化とともに、安全衛生管理の徹底や、給食施設・設備等の更新・修繕を行い、安全・安心な学校給食を提供する。 | 計 937,914 小：887,575 中：28,781 特支：21,558 |

2 学校教育環境等の整備

児童生徒が快適に学校生活を送ることができるように、老朽化した学校施設の長寿命化対策やトイレ改修等を行うとともに、個々の児童生徒の状況への配慮並びに多様な学習を行うことができる施設環境の整備に努める。

小学校の小規模化への対応として、学校の統合に取り組むとともに、学校規模の偏りを踏まえ、学校規模の適正化に向けた対策を進める。また、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|--------------------------|-------|---|--|
| 学校規模対策事業 【重点事業 22】 | 学校教育課 | 小規模化や大規模化が進む学校における学校規模の適正化に向けた対策を進める。このうち、小学校の小規模校への対応としては、「久留米市立小学校小規模化対応方針」（平成30年10月策定）に基づき、学校の統合に取り組む。 | 10,585 |
| 学校施設の整備充実事業 【重点事業 23】 | 学校施設課 | 児童・生徒の生命を守り、災害時の地域の避難施設を確保し、多様で新しい学習活動に対応した教育環境の整備を進めるため、学校施設の改築を計画的・効率的に行う。また、教室不足が生じている学校について、増築を行う。 【新規】増築1校（三瀧小学校） | 計：750,689 小：700,545 中：50,144 (うち増改築事業) 小：690,806 中：49,538 (繰越予算含む) |
| 学校施設の長寿命化事業 【重点事業 24】 | 学校施設課 | 学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために外壁・防水工事などの施設の長寿命化を図る。 | 計：826,962 小：525,709 中：201,089 特支：27,258 高：72,906 (繰越予算含む) |
| 学校施設維持管理事業 | 学校施設課 | 学校施設における機能の維持改善を図るとともに、小中学校のブロック塀対応等、安全で快適な学習環境づくりに向けた整備を行う。 | 計：355,110 小：216,621 中：104,597 特支：15,194 高：18,698 (繰越予算含む) |
| 空調機整備事業 | 学校施設課 | 小学校音楽室について、既に設置している2校を除く44校に空調機整備を行う。また、耐用年数を超過している管理諸室（校長室、職員室、事務室、保健室、図書室、コンピュータ教室等）の既設空調機について更新を行う。 | 計：248,727 小：203,572 中：45,155 (繰越予算含む) |

| 久留米市奨学金 | 学校教育課 | <p>経済的な理由により高等学校等の修学が困難な者に対し奨学金を給付する。</p> <table border="1" data-bbox="740 241 1265 360"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学一時金 (円)</th> <th>月奨学金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>20,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高校生等奨学給付金の支給要件を満たさない者の月奨学金は7,000円</p> | | 入学一時金 (円) | 月奨学金 (円) | 公立 | 20,000 | 5,000 | 私立 | 30,000 | 7,000 | 21,396 |
|---------|-----------|--|--|-----------|----------|----|--------|-------|----|--------|-------|--------|
| | 入学一時金 (円) | 月奨学金 (円) | | | | | | | | | | |
| 公立 | 20,000 | 5,000 | | | | | | | | | | |
| 私立 | 30,000 | 7,000 | | | | | | | | | | |
| 就学援助事業 | 学校保健課 | <p>小・中学校に通学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、学用品費・給食費等を支給。平成31年度の新入学生分から経済的な困窮度が、より高い世帯への援助を充実させるため、認定基準を見直すとともに、入学準備金の増額や、PTA会費、生徒(児童)会費、クラブ活動費の支給を行う。</p> | <p>計 495,421 小 : 276,223 中 : 218,540 特支 : 658</p> | | | | | | | | | |

ii 心豊かな市民生活を創造するまち

1 生涯学習・社会教育の推進

市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、ニーズに対応した市民講座や教室を実施し、あらゆる世代への学習機会の提供に努めるとともに、社会教育団体の支援や地域人材の発掘と育成を図り、生涯学習・社会教育を通じた地域づくりに取り組む。

また、生涯学習センターをはじめとする社会教育施設やコミュニティセンターの生涯学習ネットワークを強化し、豊かな学びの場の整備と多様な学習情報の提供を図る。

さらに、市民の学習活動の拠点である社会教育施設を利用者が安全に安心して利用できるよう改修を進める。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|-------------------------|---------|---|-------------|
| 地域生涯学習振興事業 【重点事業 25】 | 生涯学習推進課 | 校区等において実施される委嘱学級や土曜塾をはじめとする生涯学習事業に対して、財政支援や指導者の養成などの各種支援を行い、地域における生涯学習の振興を図る。 | 62,043 |
| 体験活動推進事業 【重点事業 26】 | 生涯学習推進課 | 少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、子どもたちの自主性・協調性・創造性を育む。 | 4,721 |
| 社会教育団体支援事業 | 生涯学習推進課 | LLネットコアくるめや子ども会連合会、女性の会婦人会連絡協議会をはじめとする各社会教育団体の活動振興のため、財政支援や活動助言、指導等の各種支援を行う。 | 21,754 |
| 生涯学習センター活用事業 | 生涯学習推進課 | 各地域における生涯学習センターを広く活用した各種講座等を実施することにより、市民の生涯学習の推進を図る。 | 7,204 |
| 生涯学習センター維持補修事業 | 生涯学習推進課 | えーるピア久留米をはじめ、各地域の生涯学習センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。 | 103,077 |
| そよ風ホール整備事業 | 生涯学習推進課 | そよ風ホールについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。 | 81,800 |
| 城島総合文化センター維持補修事業 | 生涯学習推進課 | 城島総合文化センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行う。 | 53,788 |

2 歴史的資源の保護と活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。

高良山から耳納北麓エリアにおける文化資源等を、歴史的な背景に基づくストーリーとして紹介・発信していくとともに、拠点や行程の環境整備等を行う。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|----------------------------|--------|--|-------------|
| 歴史博物館整備検討事業 【重点事業 27】 | 文化財保護課 | 地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設として歴史博物館整備について検討を図る。 六ツ門図書館展示コーナーや、久留米シティプラザでの展示を通じて、資料の活用を図り、博物館建設への市民意識の高揚を図る。 | 12,890 |
| 筑後国府跡歴史公園整備事業 【重点事業 28】 | 文化財保護課 | 久留米市を代表する文化遺産である筑後国府跡を、市民が身近な場所で歴史を感じることができる歴史公園として保存整備することにより、歴史学習を基調とした交流の場を提供し、市民の「郷土」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。 | 53,564 |
| 歴史ルートづくり事業 【重点事業 29】 | 文化財保護課 | 市内に数多く存在する歴史・文化遺産を整理・集積し、歴史的背景に基づくストーリーの設定や周知イベントの実施により、地域の魅力を発信する。同時に、拠点となる歴史的スポット等の整備を行い、安全で魅力的な環境づくりを推進し、交流人口の増加を目指す。 | 21,345 |
| 発掘調査事業 | 文化財保護課 | 国民の共有財産である貴重な埋蔵文化財を保護するため、開発により現状が維持できない場合は、記録保存を目的として、発掘調査を行う。わが国及び久留米地域の歴史・文化等の正しい理解を促し、市民の郷土愛を醸成するとともに、地域の文化活動の展開やまちづくり活動を支援する。 | 152,308 |
| 埋蔵文化財センター事業 | 文化財保護課 | 発掘調査に伴う出土品や記録類の集中管理及び調査研究を行う。また、市民の多様な文化的活動の展開を支援するため、発掘調査成果を公開する展示会や体験学習などの普及活動を実施する。 | 1,703 |

| | | | |
|--------------|--------|--|-------|
| 歴史的建造物保存整備事業 | 文化財保護課 | 市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存整備・活用を図り、市民へ周知し、その魅力を内外に向けて発信できる人づくりとまちづくりを推進する。 | 1,011 |
| 史跡等環境整備活用事業 | 文化財保護課 | 地域の特性を生かした「歴史の広場」の整備を進め、説明板の設置などまちづくりの素材としても活用を図る。また、文化財の周知、普及活動を積極的に展開する。 | 4,198 |
| 坂本繁二郎生家活用事業 | 文化財保護課 | 坂本繁二郎生家は、久留米城下町に唯一残る武家屋敷を復原工事したもので、周知活用事業として体験講座等を実施するとともに、貸室利用促進に努める。また、歴史のプロムナードということで、関係施設等と連携を図り、地域の回遊性を向上させる。 | 400 |
| 文化財保護団体等育成事業 | 文化財保護課 | 文化財の管理、普及活動及び無形民俗文化財の継承を行っている団体に対し補助金の交付を行うことで、文化財の保護を図る。 | 1,156 |
| 文化財施設維持補修事業 | 文化財保護課 | 文化財収蔵館や埋蔵文化財センター等、文化財の保存及び活用施設の適切な維持管理のため、必要な改修または補修を計画的に実施することで、文化財の保護活用を図る。 | 4,389 |

3 スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

また、九州最大規模の総合体育館「久留米アリーナ」が昨年オープンしたことにより、さらに充実した久留米総合スポーツセンターを活かし、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致や、東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地に向けて、市民の機運を醸成する事業に取り組みを進める。

あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の改修を進める。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|--------------------------|---------|---|-------------|
| MICE 誘致推進事業 【重点事業 30】 | 体育スポーツ課 | スポーツによる地域活性化及び市のスポーツ振興のため、国内外の競技関係者を対象に大規模スポーツ大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等のスポーツコンベンションの誘致を推進する。 | 57,392 |
| スポーツ大会振興事業 | 体育スポーツ課 | スポーツの全国・九州規模の大会を誘致開催し身近に見ていただくことで、スポーツを始めるきっかけをつくり、市民のスポーツ技術向上と競技スポーツの振興を図る。 ○久留米国際女子テニス大会(31年5月) ○紫灘旗全国高校遠的弓道大会(31年8月) | 6,637 |
| スポーツ交流推進事業 | 体育スポーツ課 | スポーツを通じて、近隣市町村および市民間の交流を推進し、お互いの友好親睦を深めることで活動の広域化を図り、市民スポーツを振興する。 | 5,567 |
| スポーツ推進委員養成事業 | 体育スポーツ課 | 久留米市スポーツ推進委員連絡協議会が実施する指導者養成事業やスポーツ推進委員のスポーツ全般に関する知識・技術・指導力の向上を目的とした研修会・講習会等への参加を助成し、スポーツ推進委員の資質向上を図る。 | 8,125 |
| (公財)久留米市体育協会助成事業 | 体育スポーツ課 | 市民スポーツの担い手である体育協会を通じて、各種競技団体の育成や市民スポーツの参加を促すための教室やイベントを開催するとともに、各種大会への参加奨励や青少年スポーツ活動等への助成を行う。 | 47,783 |

| | | | |
|------------------------|----------------|---|---------------|
| <p>市民スポーツ推進事業</p> | <p>体育スポーツ課</p> | <p>①市民が主体的にスポーツと触れ合う、校区等を中心とした新しい取り組みを提供し、気軽にスポーツに楽しめる環境を整備する。 ②国際大会等での活躍が期待できる久留米市ゆかりのジュニアアスリートが競技に専念できる環境整備の強化を図る。</p> | <p>8,212</p> |
| <p>久留米総合スポーツセンター事業</p> | <p>体育スポーツ課</p> | <p>久留米アリーナをはじめとした久留米総合スポーツセンター内体育施設の管理運営を適切に行う。 <主な内容> ・福岡県への負担金（施設管理運営負担金） ・リバーサイドパーク駐車場案内サイン設置業務委託</p> | <p>86,471</p> |
| <p>体育施設維持補修事業</p> | <p>体育スポーツ課</p> | <p>スポーツ施設の老朽化に伴い、計画的に補修・改修を行うことにより利用者のサービス向上と社会体育施設の安全性を確保する。 <主な内容> ・久留米総合SSテニスコート照明改修 ・西部地区体育館金属屋根部分修繕 ・山本運動広場シェルター設置 ・三潁テニスコート壁打ち解体 ・みづま総合体育館特定天井点検（3年毎）</p> | <p>29,837</p> |

4 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を果たすため、多様な図書資料や情報を収集・蓄積する。また、利用者が求める資料・情報の的確な提供に努め、企画展示や講演会の実施などにより市民に親しまれ、役に立つ図書館づくりに努める。

さらに、第3次久留米市子どもの読書活動推進計画に基づき、関係各部・各課と連携して着実な進展を図り、子どもの豊かな人間形成と学習活動の支援に取り組む。

あわせて、石橋文化センターや久留米市美術館との連携事業を充実し、市立図書館全体の総合力を高め、利用者サービスの充実及びまちづくりに貢献する図書館づくりに取り組む。

◎主な事業の概要

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|---------------------------|-------|--|-------------|
| 子どもの読書環境整備事業 【重点事業 31】 | 中央図書館 | <p>① 第3次久留米市子どもの読書活動推進計画の実施 「第3次久留米市子どもの読書活動推進計画」(平成29年3月策定、計画期間平成29年度～平成31年度)に基づき、子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進めるため、子どもの読書活動を推進する環境整備を進める。また、平成32年度より実施する「第4次久留米市子どもの読書活動推進計画」を策定する。</p> <p>②ブックスタート事業 子どもと絵本をつなぐきっかけづくりを目的として、子どもの健やかな成長などに効果があるブックスタート事業を実施する。</p> | 5,857 |
| 図書館整備事業 【重点事業 32】 | 中央図書館 | <p>①図書館施設・機能の整備充実 安全で快適な読書空間の提供と図書資料・情報の確保、積極的な情報発信に努めることで、図書館機能の充実を図り、市民の生涯学習ニーズに対応する。</p> <p>②福祉サービスの提供と市民との協働 ボランティアとの協働による録音・点字図書の製作や活用、対面朗読など福祉サービスを充実する。</p> <p>③ 図書館困難者へのサービス提供 高齢や障害、図書館遠隔地など、図書館を利用しにくい環境にある市民に対し、移動図書館巡回や団体貸出、有料宅配などのサービス提供に努める。</p> | 63,772 |

iii 人権が確立されたまち

市民一人ひとりがかげがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

| 事業名 | 担当課 | 事業概要 | 予算額 (千円) |
|--------------------------|----------|---|-------------|
| 人権教育・啓発推進事業 【重点事業 33】 | 人権・同和教育課 | 全中学校区毎に「人権のまちづくり推進協議会」を設置し、これを中心とした地域主体の人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図る。 | 7,110 |
| 社会人権・同和教育事業 | 人権・同和教育課 | 社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び進路保障を図るための所要の事業を実施するなど社会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現をめざす。 | 14,030 |
| 小・中学校人権・同和教育事業 | 人権・同和教育課 | 部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を広く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・充実に資する。 「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践を推進する。 | 3,000 |
| 学校人権・同和教育事業 | 人権・同和教育課 | 差別をなくす意志と実践力をを持った児童生徒を育成し、社会に存在する差別意識を解消するため、久留米市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就園・就学・進学奨励金等の給付を行うなど、基本的人権を尊重する意識を醸成する教育活動を推進する。 | 27,106 |
| 社会人権・同和研修事業 | 生涯学習推進課 | 同和問題や男女共同参画に関する問題をはじめとする様々な人権問題に関して「なるほど人権セミナー」等の啓発事業を実施するほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニティセンター等における人権学習の振興を図る。 | 2,350 |

Ⅲ 教育施策の重点事業

| | |
|----------|-----------------------------|
| 重点事業1 | 小・中学校学力・生活実態調査事業 |
| 重点事業2 | 小学校くるめ学力アップ推進事業 |
| 重点事業3 | 中学校くるめ学力アップ推進事業 |
| 重点事業4 | 外国語指導助手活用事業 |
| 重点事業5 | 小・中学校特別支援教育支援員活用事業 |
| 重点事業6 | 「くるめ学」子どもサミット事業 |
| 重点事業7 | 教育ICT活用事業 |
| 重点事業8 | 小・中学校英語教育充実事業 |
| 重点事業9 | 教職員研修事業 |
| 重点事業10-1 | スクールカウンセラー活用事業（小・特別支援学校・高校） |
| 重点事業10-2 | スクールカウンセラー活用事業（中学校） |
| 重点事業11 | スクールソーシャルワーカー活用事業 |
| 重点事業12 | 小学校不登校対応総合推進事業 |
| 重点事業13 | 中学校不登校対応総合推進事業 |
| 重点事業14 | 不登校児童生徒対策事業 |
| 重点事業15 | 生徒指導充実事業 |
| 重点事業16 | 小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業 |
| 重点事業17 | 学校ICT環境整備事業 |
| 重点事業18 | 食育プログラム研究推進事業 |
| 重点事業19 | 医療的ケア対応事業 |
| 重点事業20 | 中学校美術教育振興事業 |
| 重点事業21 | 発達障害早期総合支援事業 |
| 重点事業22 | 学校規模対策事業 |
| 重点事業23 | 学校施設の整備充実事業 |
| 重点事業24 | 学校施設の長寿命化事業 |
| 重点事業25 | 地域生涯学習振興事業 |
| 重点事業26 | 体験活動推進事業 |
| 重点事業27 | 歴史博物館整備検討事業 |
| 重点事業28 | 筑後国府跡歴史公園整備事業 |
| 重点事業29 | 歴史ルートづくり事業 |
| 重点事業30 | MICE誘致推進事業 |
| 重点事業31 | 子どもの読書環境整備事業 |
| 重点事業32 | 図書館整備事業 |
| 重点事業33 | 人権教育・啓発推進事業 |

重点事業 1

| | | | | | | | |
|-------------------------------|---|------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|-----------|
| 事業名 | 小・中学校学力・生活実態調査事業 | | | | 担当課 | 学校教育課 | |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 11,040 千円 | H30 予算 11,014 千円 | H31 予算 11,081 千円 | | |
| 事業目的 | 小・中学校において標準学力検査を実施することにより、児童生徒の学力実態を把握して学力課題を明らかにし、課題解決に向けた授業改善と教員の指導力向上を図る。 | | | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) 調査対象学年及び教科等 小学校 (H31.12 予定) 第1～6 学年 国語・算数 中学校 (H31.04 予定) 第1 学年 国語・数学 第2 学年 国語・数学・英語</p> <p>(2) 調査結果の活用 ① 教育施策の改善 ② 学校プランや学力向上プランの見直し及び授業改善 ③ 保護者等への基本的な生活習慣・学習習慣確立のための協力依頼</p>  <div style="text-align: center;"> <p>学力実態調査事業</p> <pre> graph TD A[標準学力検査の実施] --> B[学力等の現状把握と分析] C[生活実態調査の実施] --> B B --> D[各学校におけるプランの策定] D --> E[確かな学力の育成] E --> F[学習習慣の定着 (家庭・地域との協働)] E --> G[教員の指導力向上 (日常的な授業改善)] H[学力基盤づくり (補充学習や少人数授業等の実施)] --> E F --> I[〇わかる授業づくり 〇たのしい学校づくり 〇久留米版コミュニティスクールの推進] G --> I I --> H </pre> </div> | | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 市学力・生活実態調査における小6と中2の生活実態調査「①授業がよく分かる」「②学校がたのしい」の肯定的回答の割合がそれぞれ全国値以上 | 区分 | H29 実績 | | H30 実績 | | H31 目標値 |
| | | | 市 | 全国 | 市 | 全国 | それぞれ全国値以上 |
| ① | 小6 | 89.7 | 83.9 | 92.4 | 83.9 | | |
| | 中2 | 81.4 | 67.5 | 80.6 | 67.5 | | |
| ② | 小6 | 88.8 | 82.9 | 87.8 | 83.3 | | |
| | 中2 | 88.2 | 81.8 | 85.8 | 81.8 | | |

重点事業 2

| | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------|---------------------|---------------------|---------------------|------|------------|
| 事業名 | 小学校くるめ学力アップ推進事業 | | | 担当課 | 学校教育課 | | |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 42,547 千円 | H30 予算 54,650 千円 | H31 予算 61,010 千円 | | |
| 事業目的 | 児童の学力の保障と向上を目指し、基礎的・基本的な学習内容の確実な習得と学習習慣の定着を図る。 | | | | | | |
| 事業内容 | <p>① 小3と小4において学校毎の課題や状況を踏まえ、規模などに応じて非常勤講師を配置し、習熟度別や課題別などの多様な学習形態による少人数授業を行い、一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図る。</p> <p>② 小5において学校毎の課題や状況を踏まえ、学級規模などに応じて非常勤講師を配置し、学習規律の確立、授業改善、補充学習に係る支援を行う。</p> <p>③ 小学校2校を学力向上実践推進校に指定し、授業づくりや指導力向上に向けて、組織体制の確立と人材育成に関する実践研究を実施する。</p> <p>④ 各学校へ学生、地域ボランティアを派遣し、補充学習を通して基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。</p> <div style="text-align: center;"> <p>小学校くるめ学力アップ推進事業</p> <p>小学校市単独少人数 小学校学力向上支援 久留米学力向上実践推進校 学習習慣定着支援</p> <p>市独自の非常勤講師を雇用し、習熟度や課題別などの少人数授業を実施（3・4年生） 非常勤講師を雇用し、授業改善・補充学習・学習規律確立等に係る支援を実施（5年生） 授業づくりや指導力向上に向けて、組織体制の確立と人材育成に関する実践研究を実施 学生や地域ボランティアを派遣し補充学習を実施</p> <p>基礎学力の確実な定着と児童の成就感の向上 基礎・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着</p> <p>確かな学力の育成</p> </div> | | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 市学力・生活実態調査における第3～6学年の標準学力検査の平均正答率が全国平均以上 | 教科 区分 | H29 実績 | | H30 実績 | | H31 目標値 |
| | | | 市 | 全国 | 市 | 全国 | それぞれ全国平均以上 |
| | 小3 国 | | 63.6 | 66.0 | 63.4 | 64.2 | |
| | 算 | | 75.0 | 76.6 | 72.7 | 73.5 | |
| | 小4 国 | | 69.8 | 70.5 | 67.9 | 68.9 | |
| | 算 | | 68.4 | 68.6 | 66.9 | 66.1 | |
| | 小5 国 | | 67.7 | 67.0 | 66.0 | 65.6 | |
| | 算 | | 70.2 | 68.6 | 66.8 | 65.1 | |
| | 小6 国 | | 71.2 | 71.5 | 72.4 | 71.2 | |
| | 算 | | 67.8 | 67.1 | 71.1 | 68.2 | |

重点事業 3

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-----|-----------|-----------|-----------|--------|------|------------|
| 事業名 | 中学校くるめ学力アップ推進事業 | | | 担当課 | 学校教育課 | | | |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 | | | |
| | | | 33,832 千円 | 32,967 千円 | 39,010 千円 | | | |
| 事業目的 | 生徒の学力向上を目指し、基礎的・基本的な学習内容の確実な習得と学習習慣の定着を図る。 | | | | | | | |
| 事業内容 | <p>① 各学校へ学生、地域ボランティアを派遣し、補充学習を通して基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。</p> <p>② 地域学校協議会に放課後等学習運営委員会を設置し、学習コーディネーターや学習指導員を配置した補充学習をモデル校7校で行う。また、うち1校で、教員免許を有する等の学習指導講師を活用した学習会を行う。</p> <p>③ 教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターに専任化し、後補充として非常勤講師を配置する。</p> <p>④ 中学校1校を学力向上実践推進校に指定し、授業づくりや指導力向上に向けて、組織体制の確立と人材育成に関する実践研究を実施する。</p> | | | | | | | |
| | <div style="text-align: center;"> </div> | | | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | ① 市(中2)と全国(中3)の学力調査の平均正答率が全国平均以上 | ① | 教科区分 | H29 実績 | | H30 実績 | | H31 目標値 |
| | | | | 市 | 全国 | 市 | 全国 | |
| | ② 市(中2)と全国(中3)の学習状況調査の「家庭での学習時間が1時間以上の生徒の割合」が全国平均以上 | ② | 中2国 | 60.8 | 62.7 | 60.9 | 63.0 | それぞれ全国平均以上 |
| 数 | | | 53.6 | 56.1 | 53.6 | 56.8 | | |
| 英 | | | 62.8 | 68.2 | 63.1 | 69.0 | | |
| 中3国A | | | 75 | 77.4 | 73 | 76 | | |
| 国B | | | 70 | 72.2 | 58 | 61 | | |
| 数A | | | 61 | 64.6 | 63 | 66 | | |
| | | | 中2 | 49.3 | 58.0 | 49.1 | 58.0 | |
| | | | 中3 | 65.3 | 69.6 | 67.3 | 70.6 | |

重点事業 4

| 事業名 | 外国語指導助手活用事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 54,433 千円 | 59,098 千円 | 64,747 千円 |
| 事業目的 | 外国語指導助手（ALT）を派遣することで、小学校では外国語によって積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校ではコミュニケーションを図ることができる資質・能力を育成する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 平成 32 年度に小学校で本格実施となる新学習指導要領に基づき、小学校 3～4 年生で「外国語活動」を年 35 時間、5～6 年生で「外国語科」を年 70 時間実施する。</p> <p>② 平成 31 年度は、本格実施までの移行期間であり、小学校 3 校を推進校として ALT を重点的に配置し、実践的な授業・教材研究を行う。</p> <p>③ 推進校の小学校には、3～4 年生に年間 10 時間、5～6 年生に年間 28 時間以上派遣する。その他の小学校には 3～4 年生に年間 7 時間、5～6 年生に年間 24 時間以上派遣する。</p> <p>④ 中学校 15 校（県 ALT 配置の 2 校を除く。）では、年間授業時数 140 時間に対し、25 時間以上派遣する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">小・中学校外国語指導助手活用事業</p> <div style="text-align: center; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 5px 0;">外国語指導助手（ALT）の派遣</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%; background-color: #f0e6ff;"> <p>中学校の外国語（英語）担当教員との外国語科（英語）の授業、小学校中高学年の担任との外国語活動及び外国語科の授業、校内研等の講師、児童生徒への補充指導</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%; background-color: #e6ffe6;"> <p>【小学校の外国語・外国語教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3・4 年の各学級で 年間授業時数 35H に対して 通常校 7 h 派遣、推進校 10H 派遣 ○ 5・6 年の各学級で 年間授業時数 70H に対して 通常校 24H 派遣、推進校 28H 派遣 </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40%;"> <p>小学校 中学校 特別支援学校</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%; background-color: #e6ffe6;"> <p>【中学校の外国語科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1～3 年の各学級で、外国語科年間 140H に対して 25H 派遣 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 連携 </div> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 市学力・生活実態調査の英語（中 2）の平均正答率が全国平均以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 市 : 62.8 全国 : 68.2 | 市 : 63.1 全国 : 69.0 | 全国平均以上 | |

重点事業 5

| 事業名 | 小・中学校特別支援教育支援員活用事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|--|--------|-----------|---------------------|------------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 99,428 千円 | 100,874 千円 | 104,367 千円 |
| 事業目的 | 通常学級及び特別支援学級で教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍する学校を対象に、特別支援教育支援員を配置することによって、学習活動や移動介助等の支援を行い、よりよい学校生活の実現に資する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) 特別支援教育支援員の活用</p> <p>① 児童生徒の状況に応じた学習支援を行う。</p> <p>② 児童生徒の居場所を確認し、安全を確保する。</p> <p>③ 肢体不自由のある児童生徒の移動の際に補助をする。</p> <p>④ 情緒不安定となった児童生徒に関わり感情の高ぶりを落ち着かせる。</p> <p>(2) 特別支援教育支援員研修会の実施</p> <p>特別支援教育支援員の役割や障害種別の特性理解について、講話等の研修を行い、個別の支援の充実を図る。</p> | | | | |
| | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 特別支援教育支援員研修会を受講した支援員の研修内容への満足度 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 94.1% | 95.3% | H29～30 年度平均 94.7%以上 | |

重点事業 6

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--------|--------|-----------------------|--------|
| 事業名 | 「くるめ学」子どもサミット事業 | | 担当課 | 学校教育課 | |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 602 千円 | 584 千円 | 486 千円 |
| 事業目的 | 各学校の子ども同士が「くるめ学」の学習成果を発表し合う機会について、教職員のみならず保護者や市民に対して公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知するとともに、各学校の「くるめ学」の一層の充実を目指す。 | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) くるめ学の実践事例集の発行（平成22年度から実施） 「くるめ学」の副読本「わがふるさと久留米」を活用し、総合的な学習の時間に位置付けた「くるめ学」の実践事例を収集し、事例集を発行する。</p> <p>(2) 「くるめ学」子どもサミットの開催（平成24年度から実施）</p> <p>① 小・中・特別支援学校で実施された「くるめ学」の学習成果の発表を行う。参加者は、発表校の児童生徒、全ての小・中・特別支援学校の担当者、参加を希望する保護者及び市民とする。</p> <p>② 「くるめ学」子どもサミットの会場使用料、会場までのバス借り上げ代を負担する。</p> | | | | |
| | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 「くるめ学」子どもサミットに参加した児童生徒の地域への興味・関心度 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 99% | 96% | H29～30年度平均 97.5%以上 | |

重点事業 7

| 事業名 | 教育ICT活用事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|---|-------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 — (H30 から実施) | H30 予算 8,838 千円 | H31 予算 11,594 千円 |
| 事業目的 | <ul style="list-style-type: none"> 教育ICT活用推進校にタブレット端末を配備して、効果的な授業づくりの調査研究と授業実践に取り組み、ICT機器を活用した教育活動の推進に資する。 インターネットを利用したテレビ会議システムの機器を導入し、授業の幅を広げ、校務の利便性向上を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 教育ICT推進校4校（小学校2校・中学校2校）に、授業活用のためのICT機器（タブレット端末180台・充電式保管庫4台）を配備する。</p> <p>② 教育ICT推進校において、タブレットを活用した効果的な授業づくりを調査研究し、活用事例集の作成や公開授業を行う。</p> <p>③ 教育ICT推進教員と市教育委員会の指導主事でICT活用の先進地視察を行い、授業における効果的な活用やICT機器の運用等についての情報収集を行う。</p> <p>④ 教育ICT推進校の教員等を対象にした外部講師による研修会を行い、教員のICT授業活用力を向上させる。</p> <p>⑤ Skype を活用したテレビ会議システムの機器（Web カメラ、ヘッドセット等）を導入し、授業や校務等で活用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 久留米市立小・中学校教員のICT授業活用力・指導力の向上・ICT環境整備 </div> <p>～H30.9～H32.8 「教育ICT活用推進校」（小学校2校・中学校2校）による先行実践～</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>〔環境整備〕 通信可能なタブレット型パソコン (児童用40台・教員用学年1台) 充電式タブレット保管庫</p>  </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>〔取組〕 ①授業における効果的なICT活用についての実践検証 ②授業公開・実践事例集の配布 ③外部指導者によるICT活用研修の受講</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>〔教育ICTプロジェクト〕 ・推進校のICT推進教員、学校教育課指導主事による先進地視察 ・各校の推進委員による実践交流、情報交換、活用・推進の協議等</p> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | タブレット端末を活用した効果的な学習方法による公開授業の開催 | H29 実績 — | H30 実績 公開授業の開催 (1回) | H31 目標値 研修会を兼ねた公開授業の開催 (1回) | |

重点事業 8

| 事業名 | 小・中学校英語教育充実事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|--|-----|--|---------------------------------------|--------------------------------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 10,910 千円 | 12,039 千円 | 13,714 千円 |
| 事業目的 | <p>小学校において、新学習指導要領が掲げる外国語教育の充実を図るため、外国語教育推進校において実践的な調査研究を行い、その成果を他の小学校に還元する。中学校において、グローバル化や国際化の進展により、外国語によるコミュニケーションが一層重要になっていることを踏まえ、英語運用能力の向上及び英語学習に向けての意欲・関心の向上を目指す。</p> | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) 小学校外国語教育推進校 児童がコミュニケーション活動や英語表現に慣れ親しむための教材等の実践事例を収集し、授業づくりの実践的な研究を行うとともに、教員を対象にした授業公開を実施する。</p> <p>(2) くるめ英語留学事業 中学生を対象に、英語の4技能5領域（聞く・読む・書く・話す）の力を育成する。基礎的コースはALTとの交流活動でコミュニケーション力を、発展的コースはプレゼンテーション等により実践的英語力を育成する。</p> <p>(3) 英語検定受検料の負担 中学校3年生を対象に、英検検定料を全額負担し、英語学習の目標設定や進路獲得、将来の目標に向けた契機とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | ①小学校推進校の授業公開 ②中学校3年生までの英検3級取得率が全国と市前年度以上 | | H29 実績 ① — ② 市 32.3% 全国 22.0% | H30 実績 各校1回以上 市 32.9% 全国 未発表 | H31 目標値 各校1回以上 全国と市前年度以上 |

重点事業 9

| 事業名 | 教職員研修事業 | | 担当課 | 教育センター | |
|-------------------------------|--|--------|-----------|-----------|-----------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 11,808 千円 | 13,127 千円 | 13,830 千円 |
| 事業目的 | 教職員のキャリアステージや喫緊の教育課題（教育改革プランの重点課題）に対応した研修計画を策定し、久留米市ならではの充実した研修を実施し、教職員の実践的指導力の向上を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) 基本研修 経験年数や職務に応じた資質能力の向上を図る研修（受講対象者を特定した悉皆研修）</p> <p>① 経年研修（12講座） 教育公務員特例法に基づく、初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修のほか、経験年数に応じて、教職員に必要な知識や技能（実践的指導力）、態度を養うための研修を行う。 〈改善点・工夫点〉講義では、<u>国や県の教育の動向に触れるとともに、受講者がより主体的に研修に参加できるように、演習や協議等、内容を吟味し、適宜取り入れる。</u></p> <p>② 職務研修（9講座） 新たに任命された校長、副校長、教頭、主幹教諭等の研修、及び新たに発令された主任主事の職務に関する専門的な研修を行い、学校経営能力や当該職務の遂行能力向上を目指す。 〈改善点・工夫点〉職務の内容や役割を講義等でさらに明確に示すために、<u>関係各課との連携を密に行う。</u></p> <p>(2) 課題研修（15講座） 教育課題に基づき、各分掌業務を担当する教職員を対象として、職能に応じた専門的な知識・技能の習得と実践的指導力の向上を図る研修 〈改善点・工夫点〉社会情勢、教育を取り巻く情勢、市の教育課題を考慮し、<u>内容の精選・重点化を図る。</u> ・校長、副校長、教頭を対象とした管理職研修 ・学力向上、いじめ・不登校への対応、安全安心な学校生活の確保など、様々な教育課題の解決を目指した研修</p> <p>(3) 専門研修</p> <p>① 短期研修（18講座） 教科等の学習指導や生徒指導、人権・同和教育、学校運営等、教職員のキャリアステージに応じて専門性を高める研修（希望受講）</p> <p>② 断続研修（研修員15名以内） 学力の保障と向上に向けた教育力の育成を目指し、1年間を通じて断続的に授業力を高める研修を行い、各教科・領域における専門的な知識と指導力を持った学び続ける人材を育成する研修</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 研修アンケートで「役にたった」（大変満足・満足）と回答した者の割合95%以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 99.2% | 97.8% | 95.0%以上 | |

重点事業 10-1

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---------------------|---------------------|----------|----------|
| 事業名 | スクールカウンセラー活用事業 (小・特別支援学校・高校) | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 2,840 千円 | 5,337 千円 | 3,542 千円 |
| 事業目的 | 心理に関する専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校・高校に配置する。そのうえで、発達障害や不登校など、児童生徒や保護者の困りごとに対して、解消に向けた支援、不安の解消、関係機関との連携などを図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① スクールカウンセラーを市立の全小学校、特別支援学校、高校に配置し、児童生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリングを行う。</p> <p>② スクールカウンセラーの要請に基づき、小児リエゾン・ドクターによる児童生徒・保護者及び教職員へのカウンセリングを行う。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[派遣されたスクールカウンセラー] --> B[月に1~2回程度(1日4時間)学校へ派遣] B --> C[福岡県臨床心理士会より推薦を受けたスクールカウンセラー又は市が任用するスクールカウンセラー] C --> D[SCの要請に基づき小学校へ派遣] D --> E[小児リエゾン・ドクター 児童精神科医師1名が対応] </pre> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 全国学力・学習状況調査(設問がない場合は市学力・生活実態調査)で「学校に行くのが楽しい」の肯定的回答の割合が全国平均以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 市 84.2% 全国 86.3% | 市 87.8% 全国 83.3% | 全国平均以上 | |
| | | 全国学力・学習状況調査 | 市学力・生活実態調査 | | |

重点事業 10-2

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 事業名 | スクールカウンセラー活用事業 (中学校) | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 10,152 千円 | 11,016 千円 | 10,724 千円 |
| 事業目的 | 様々な悩みや困りごとを持つ生徒が相談できる環境を整備し、生徒のストレスを和らげるとともに、早期段階での対応法を見出すなど、子どもたちの健全な心の育成を図る。また、教職員や保護者からの教育相談にも対応して、専門的な立場からの助言を行う。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 臨床心理士又は公認心理師の資格を有し、福岡県臨床心理士会より推薦を受けた者をスクールカウンセラーとして配置する。</p> <p>② 中学校のスクールカウンセラーは、毎週1回来校し、生徒・保護者・教職員へのカウンセリングや教育相談及び生徒指導部会等の会議に参加する。</p> <p>③ 県からの配置時間(週8時間4校、週4時間13校)に、本事業による配置(週4時間13校)を合わせて、全中学校に週8時間の配置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市立中学校におけるスクールカウンセラーの配置状況 (一週当たり8時間×35週)</p> <p>① 市と県による配置校13校 1校当たり(市4H+県4H)×35週 江南中・櫛原中・牟田山中・高牟礼中・明星中・青陵中・筑邦西中 荒木中・宮ノ陣中・田主丸中・屏水中・北野中・三潁中</p> <p>② 県による配置校4校 1校当たり(県8H×35週) 城南中・良山中・諏訪中・城島中</p> <p>③ 県によるスーパーバイザー配置校1校 県4H×3回×35週 諏訪中に配置</p> </div>  | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 全国学力・学習状況調査(設問がない場合は市学力・生活実態調査)で「学校に行くのが楽しい」の肯定的回答の割合が全国平均以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 市 79.9% 全国 80.9% | 市 85.8% 全国 81.8% | 全国平均以上 | |
| | | 全国学力・学習状況調査 | 市学力・生活実態調査 | | |

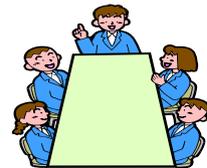
重点事業 1 1

| 事業名 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|--|-----|--------------------|----------------|---------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | — | — | — |
| 事業目的 | 福祉分野の諸制度と福祉サービスの手続等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に配置し、各学校に派遣することにより、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決への対応を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 平成 31 年度は 1 人を増員し、スクールソーシャルワーカーの定数を 6 人とする。</p> <p>② 外部の関係機関等の支援が必要なケースについて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校と協働して子ども達の抱える状況（家庭環境・不登校・発達上の課題等）の改善を図る。</p> <p>③ 問題を抱える児童生徒について、福祉的視点からの情報収集と状況把握、課題分析（アセスメント）、支援計画の作成、支援方針や内容についてのケース会議の開催、学校・家庭・関係機関等による連携ネットワークの構築を行う。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの役割</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | ① 支援件数 前年度以上 | | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 |
| | ② 関係機関とのケース会議 前年度以上 | | ① 122 件 ② 262 件 | ① 集計中 ② 集計中 | 前年度以上 |

重点事業 1 2

| | | | | | |
|-------------------------------|--|-------------------|-----------------|-----------|-----------|
| 事業名 | 小学校不登校対応総合推進事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 14,026 千円 | 14,026 千円 | 14,993 千円 |
| 事業目的 | 小学校において、生徒指導サポーターと学校が連携を図り、不登校や不登校傾向その他支援がないと登校が困難な児童等に対する早期からの登校支援を充実させることで、それらの課題の解消を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 不登校や不登校傾向その他支援がないと登校が困難な児童等への登校支援を行うため、小学校に生徒指導サポーターを配置（1日当たり4時間、年間200日を限度）する。（平成18年度より事業実施）</p> <p>② 平成31年度は、小学校20校に配置する。</p> <p>③ 生徒指導サポーターの主な役割は、次のとおりとする。</p> <p>ア 不登校や不登校傾向その他支援がないと登校が困難な児童等の家庭への電話連絡や家庭訪問及び引率登校</p> <p>イ 引率登校した児童の学習支援等</p> <p>ウ 学級担任や生徒指導担当教員との連携・情報共有</p> <p>エ 関係機関との連携を図った保護者や児童等への支援</p> | | | | |
| | <p>The diagram illustrates the support system for children with school absenteeism. At the top is the 'School' (学校) containing 'Management Staff, Welfare Teachers, etc.' (管理職・養護教諭等), 'Children' (児童), and 'Teachers' (担任). Below this is the 'Student Guidance Supporter' (生徒指導サポーター). To the right is the 'Related Organizations' (関係機関) box, which includes the 'Education Committee' (教育委員会), 'Family Child Consultation Center' (家庭子ども相談センター), 'Community Center' (コミュニティセンター), and 'Child Consultation Center' (児童相談所等). At the bottom right is the 'Guardian' (保護者). Red double-headed arrows indicate 'Assistance' (援助) and 'Consultation' (相談) between the school and the supporter, and 'Cooperation' (連携) between the supporter and the guardian. A red arrow points from the supporter to the related organizations, with a callout: 'According to needs, cooperation with related organizations is sought.' (必要に応じて、関係機関と連携を図る。). A dashed arrow points from the related organizations to the guardian, with a callout: 'Assistance and consultation' (援助・相談). A red arrow points from the guardian to the supporter, with a callout: 'According to needs, consultation and home visits are conducted.' (必要に応じて相談や家庭訪問をする。).</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 児童1,000人当たりの不登校児童数が全国平均以下 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 市 2.3人 全国 5.5人 | 市 集計中 全国 集計中 | 全国平均以下 | |

重点事業 13

| | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------------------|---|--|-----------|
| 事業名 | 中学校不登校対応総合推進事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 29,221 千円 | 33,404 千円 | 33,064 千円 |
| 事業目的 | 校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校及び不登校傾向にある生徒に校内の居場所を作り、生徒指導、進路指導及び学習支援を行いながら、教室へ復帰するための支援を行うなど、中学校の校内適応指導教室の活動充実を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 全中学校において、不登校及び不登校傾向にある生徒に校内での居場所をつくり、教室への復帰を支援する校内適応指導教室を設置し、助手を配置する。(平成 19 年度より事業実施)</p> <p>② 基本的に週 25 時間の勤務体制で、1～2 人の校内適応指導教室助手を配置する。</p> <p>③ 校内適応指導教室では、主に次の役割を担当する。</p> <p>ア 相談活動を通して、生徒のストレスの軽減や不登校の原因を探り、学級復帰に向けた支援を行う。</p> <p>イ 学習支援を行い、生徒の進路獲得を目指す。</p> <p>ウ 保護者への助言や支援を行う。</p> <p>エ 生徒や保護者と学校との連携体制の支援に当たる。</p> | | | | |
| | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #d9ead3;">校内適応指導教室</div> <p>不登校生徒に校内での居場所をつくり、学級復帰への支援を行う。</p> <p>学校復帰 ↑</p>  | |  | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #d9ead3;">校内適応指導教室助手</div> <p>学習支援や教育相談活動ができる者として、校長の推薦により教育委員会が認める者</p> <p>↓ 学級復帰</p>  | |
| 事業目標 成果指標 | 生徒 1,000 人当たりの不登校生徒数が全国平均以下 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 市 28.8 人 全国 33.8 人 | 市 集計中 全国 集計中 | 全国平均以下 | |

重点事業 1 4

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--------|----------|----------|----------|
| 事業名 | 不登校児童生徒対策事業 | | | 担当課 | 青少年育成課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 6,425 千円 | 6,819 千円 | 6,851 千円 |
| 事業目的 | <p>心理的・情緒的理由により学校に行きたくても行けない児童生徒に対し、適応指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」と「心のエネルギーの回復」、さらには自信の回復に努めながら学校復帰の支援を行う。</p> | | | | |
| 事業内容 | <p>成果指標は、H28：57.4%、H29：83.3%、H30：58.8%となっている。そこで、次年度の成果指標を70%以上とするために、日常の通級生との関わり・教育相談をより丁寧に行っていく。また、体験活動を多く取り入れて成功体験をさせるため、下見や準備に力を入れていくとともに、さらに新しい体験活動を取り入れていく。</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 通級率50%を超える通級生の割合 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 83.3% | 58.8% | 70%以上 | |

重点事業 15

| 事業名 | 生徒指導充実事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------|------------|-----------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 12,697 千円 | 15,166 千円 | 15,166 千円 |
| 事業目的 | 専任生徒指導教員が配置されていない中学校に対して、非常勤講師を配置し、生徒指導担当教員の授業を行うことによって、当該教員が専任で生徒指導の諸問題への対応と解決を図る環境を整備する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>県から専任生徒指導教員が配置されていない 10 中学校（城南、櫛原、宮ノ陣、荒木、筑邦西、青陵、高牟礼、北野、城島、三潞）の生徒指導担当教員が、専任で以下に示すような様々な生徒指導上の諸問題に対応できるように、その後補充として非常勤講師を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不登校や問題行動の未然防止と問題解消に向けた生徒に対する対応 ② 校内適応指導教室助手との連絡・調整 ③ 学校内におけるチーム体制の構築・支援 ④ 保護者に対する支援・相談 ⑤ 関係機関等との密接かつ良好な関係づくり <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>地域</p> <p>校区青少年育成協議会 主任児童委員 コミュニティーセンター</p>  <p>○地域との密接かつ良好な関係づくり</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>家庭</p>  <p>○保護者に対する支援、相談</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>関係機関</p> <p>他の中学校 児童相談所 警察署 家庭裁判所 青少年育成課</p>  <p>○関係機関との密接かつ良好な関係づくり</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>密接かつ良好</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>密接かつ良好</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>密接かつ良好</p>  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>生徒指導担当教員</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常の行動観察と指導 ○相談業務 ○生徒の実態把握(未然防止) ○問題行動生徒への直接指導、支援 ○不登校生徒対応 </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>学校</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>校内体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内チーム体制の構築 ○教職員へのサポート ○教職員等への研修 等 </div> </div> <p>非常勤講師による 持ち授業時数の軽減</p> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 生徒 1,000 人当たりの いじめの認知件数が 全国平均以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 市 39.5 件 全国 41.2 件 | 市 集計中 全国 集計中 | 全国平均 以上 | |

重点事業 16

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--------|-----------|-----------|-----------|
| 事業名 | 小・中学校コミュニティ・スクール (久留米版) 推進事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 27,782 千円 | 31,291 千円 | 26,839 千円 |
| 事業目的 | 地域の教育力を学校運営に取り入れ、様々な体験活動や教育活動を充実するための支援を行うことで、地域と共に特色ある学校づくりを推進する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) 学校規模に応じた補助金の交付 地域人材の活用や地域での体験活動の充実を目指して、学校規模や地域の人材等を活用した事業提案に応じ、補助金を交付する。</p> <p>(2) 地域学校協議会の提言に応じた補助金の交付 各学校の教育課題に対し、地域学校協議会より提言された計画を実働化するための補助金の交付を行う。</p> <p>(3) 地域学校協議会委員への報酬・謝金</p> <p>(4) 事業実施にあたっては、地域学校協議会会長等研修会の充実を図るなど、地域との連携を更に強化する取組を進める。</p> | | | | |
| | | | | | |
| 事業目標 | 各学校の地域学校協議会提言の達成率が前年度以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| 成果指標 | | 73.5% | 75.3% | 前年度実績以上 | |

重点事業 17

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|---------------------------|------------|
| 事業名 | 学校ICT環境整備事業 | | | 担当課 | 教育センター |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 75,376 千円 | 111,929 千円 | 144,030 千円 |
| 事業目的 | きめ細やかな学習指導・生徒指導への活用、優れたデジタルコンテンツ(学習教材・指導案)の共有化、データ保護、セキュリティの強化を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>1 学校イントラネットの運用、維持管理 インターネットの技術を用いて構築された各学校・教育部を範囲としてデータ通信できる環境の安定的な運用を行い、活用を促進する。 (1) 学校における学習指導や家庭学習に役立つ教材等の共有 ア 学習指導案やICT教材等を保存し、学習指導に役立てる。 〈改善点・工夫点〉平成30年度に調査研究班で作成したICT教材について広報し、積極的な活用を図る。 イ 補充教材を保存し、補充学習や家庭学習に役立てる。 (2) 教職員研修教材の発信 教育センターにおける調査研究の成果物や研修教材、外部講師の講話資料等を保存し、校内研修での活用を促進する。 〈改善点・工夫点〉調査研究の成果物は、集合研修の講義の際に内容に触れたり紹介したりする。</p> <p>2 校務支援等システムの運用保守 児童生徒一人一人の情報(成績処理・日常所見等の教務関連事務、転出入・出欠管理等の学籍関連事務、指導要録、健康観察等の保健関係事務)をデータベース化し、学習指導や生徒指導に活用する。</p> <p>3 学校サーバー一元化の運用、保守 データの保護、セキュリティの強化のために一元化した学校サーバーの安定的な運用、保守を行う。</p> <p>4 教職員のテレワーク環境整備 自宅でも校内と同じシステムにアクセス可能なテレワーク環境を構築し、教職員のワークライフバランスの確保に繋げる。</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | ①学校イントラネット 共有化指導案数 270件以上 ②校務支援等システム 支援件数 1日平均 24件以下 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | ①指導案数 193件 ②24.15件 | ①指導案数 106件 ②26.42件 | ①指導案数 270件以上 ②24件以下 | |

重点事業 18

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------|------------------|
| 事業名 | 食育プログラム研究推進事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 686 千円 | H30 予算 652 千円 | H31 予算 900 千円 |
| 事業目的 | 久留米市栄養教諭等研究会や生活リズムの向上を図る運動を展開する食育推進校のPTAに対して助成を行うことにより、子どもたちの食に関する正しい知識と望ましい食習慣、基本的な生活習慣を育成する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 久留米市栄養教諭・学校栄養職員等の取組を活かし、食育プログラムの研究活動を推進する。</p> <p>② 以下の取組等を行い、子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるようにする。</p> <p>ア 朝食摂取や栄養バランスのよい食事など食に関する指導の充実 イ 食に関する講演会の実施 ウ よりよい食生活を築く情報を掲載したチラシの作成・配布・啓発 エ 食への関心を高める親子料理教室の開催 オ 子どもの食に関する実態の調査分析 カ 栄養教諭等が配置されていない中学校への出前指導</p> <p>③ 食育推進校 (H31 大城小・田主丸小・三潴小・荘島小・諏訪中・青陵中) のPTAを中心に行う食育の取組を充実させるため、以下の取組を行い、朝食摂取率の向上に向けた啓発を促進する。</p> <p>ア 子ども及び保護者への意識調査と分析結果の公表 イ 生活リズムカードの実施 ウ 朝食内容の充実のための食育講演会の実施</p> | | | | |
| | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e0ffe0; margin-bottom: 10px;"> 食に関する知識と望ましい食習慣と 基本的な生活習慣を身につけた子ども </div> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 朝食を食べない児童生徒の割合 (朝食欠食率) が前年度以下 | H29 実績 小学校 1.6% 中学校 2.3% | H30 実績 小学校 1.9% 中学校 2.8% | H31 目標値 前年度実績以下 | |

重点事業 19

| | | | | | |
|-------------------------------|--|----------------------|----------------------|--------------------|-----------|
| 事業名 | 医療的ケア対応事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 25,964 千円 | 30,820 千円 | 28,612 千円 |
| 事業目的 | 久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するために、看護師を配置し、医療機関と連携した吸引・経管栄養・導尿等を実施することによって、子どもの状況に的確に対応できる安全な教育環境の整備を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 久留米特別支援学校に在籍し、医療的ケア（吸引・経管栄養・導尿）を必要とする児童生徒を対象とする。（平成 31 年度 15 人）</p> <p>② 業務委託によって事業所から看護師を派遣する。（平成 31 年度：8 時間配置 1 人・6 時間配置 5 人・4 時間配置 1 人・2 時間配置 2 人の計 9 人を配置）</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">医療的ケア対応事業</p> <p>指導医の委嘱 4H×3回 医療的ケアの 技術、環境へ の助言</p> <p>指導医の配置 看護師派遣</p> <p>助言 ケア</p> <p>対象</p> <p>特別支援学校に在籍する医療的ケア の必要がある児童生徒</p> <p>学校生活への支援</p> <p>学級担任 連携 連携 保護者</p> <p>給食時の経管栄養への対応 痰の吸引への対応</p> <p>学習活動等の連絡 児童生徒の体調等の状況</p> <p>学校生活への適応</p> <p>事業所による 看護師派遣 1日8H1名 6H5人 4H1人 2H2人 年間205日 程度</p> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 医療的ケアを必要とする 児童生徒のニーズに対応 できる看護師を配置する | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 必要数 11 人 配置数 11 人 | 必要数 12 人 配置数 12 人 | 必要数 9 人 配置数 9 人 | |

重点事業 20

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--------|----------|------------------------|----------|
| 事業名 | 中学校美術教育振興事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 2,141 千円 | 3,088 千円 | 2,772 千円 |
| 事業目的 | 市立中学校の生徒における美術への興味・関心を高め、豊かな心と郷土を愛する心の醸成に資する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 市立中学校の第1学年の生徒が久留米市美術館等で行われる企画展及び常設展を鑑賞するためのバスの借り上げを行う。これらの鑑賞を通して、中学生の美術に関する興味・関心を高める。</p> <p>② 事業の実施に当たっては、生徒に対するアンケートや感想等を学校だより等で紹介し、効果の波及に努める。</p> <div data-bbox="507 801 1326 1715" style="text-align: center;"> <p>中学校美術教育振興事業</p> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 市学力・生活実態調査(中2)において「久留米の自然や文化、人々について学ぶことは好きである」の肯定的回答の割合が平成29～30年度の平均値以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 65.2% | 68.5% | 平成29～30年度の平均値(66.9%)以上 | |

重点事業 2 1

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--------|----------|----------|----------|
| 事業名 | 発達障害早期総合支援事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 3,218 千円 | 3,578 千円 | 3,496 千円 |
| 事業目的 | 関係機関と連携しながら相談窓口の設置や、効果的な治療プログラムを実施することにより、発達障害を有する児童生徒に対する早期からの支援を行う。 | | | | |
| 事業内容 | <p>① 相談・指導教室の設置 久留米特別支援学校内に「子ども発達相談教室」を設置し、小学校に在籍する児童を対象にした相談への対応や関係機関とのコーディネートを行う。</p> <p>② くるめサマー・トリートメント・プログラム（STP）の支援 ADHDのある子どもへの包括的な治療プログラムである「くるめSTP」事業に補助金を交付する。</p> <p style="text-align: center;">発達障害早期総合支援事業</p> <p>学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の学級 通級による指導 特別支援学校 特別支援学級 <p>くるめSTP</p> <p>子ども発達相談教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校在籍児童を対象 ・医学的な診断や教育的判断の相談 ・関係機関へのコーディネート <p>子ども未来部 幼児教育研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前を対象 ・相談、療育、訓練を実施 <p>就学相談会</p> <p>円滑な接続</p> <p>幼児教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 保育所 <p>連携</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 子ども発達相談教室の相談件数（50件以上）の確保 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 55 件 | 52 件 | 50 件以上 | |

重点事業 2 2

| 事業名 | 学校規模対策事業 | | | 担当課 | 学校教育課 |
|-------------------------------|--|--------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 拡充 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 4,417 千円 | 4,780 千円 | 10,585 千円 |
| 事業目的 | <p>市立小・中学校では、学校規模に偏りが生じ、児童生徒の教育活動や学校生活上の影響が懸念されることから、小規模化や大規模化が進む学校における学校規模の適正化に向けた対策を進める。また、「久留米市立小学校小規模化対応方針」(平成30年10月策定)に基づき、小学校の小規模校への対応として、学校の統合を進めることで、より良い教育条件・教育環境の整備を図る。</p> | | | | |
| 事業内容 | <p>○小規模化する市立小学校の対策として、「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、学校の統合を進める。</p> <p>○小学校の統合は、複式学級校(2校)を最優先の対象校とし、保護者、地域と協議の上、「第1次久留米市立小学校統合基本計画」を策定する。</p> <p>○小規模校の対策として、市内4小学校において、小規模特認校制度を運用し、最寄りの駅から学校間の通学支援を行う。</p> <p>○主に市内中心部における小・中学校の児童生徒数の中長期的な推計や偏りの要因等の調査分析を行う。</p> <p>●市立小学校(46校)学校規模別分布状況(H30.5.1現在)</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 小規模化や大規模化が進む学校における学校規模の適正化に向けた対策を進める | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | — | 「久留米市立小学校小規模化対応方針」の策定 | 保護者・地域との協議、児童生徒数等調査分析 | |

重点事業 2 3

| 事業名 | 学校施設の整備充実事業 | | | 担当課 | 学校施設課 |
|-------------------------------|--|--|--|---|-----------------------------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 小 961,334 千円 中 571,411 千円 | 小 2,515,727 千円 中 172,892 千円 | 小 700,545 千円 中 50,144 千円 |
| 事業目的 | 児童生徒の安全を確保し、快適な学習環境づくりに向けて、増改築事業等の整備により学校施設の整備充実を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>○校舎等改築事業</p> <p>学校施設の老朽化と学校を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、計画的・効率的に改築工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・篠山小校舎改築事業（旧校舎解体工事） ・京町小校舎改築事業（校舎改築工事, 旧屋内運動場解体工事） ・屏水中校舎改築事業（東校舎外壁・防水改修工事等）  <p>京町小完成予定図</p> <p>○校舎増築事業</p> <p>学校規模による特別教室不足及び児童数の増加により、校舎増築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南小学校校舎増築事業（増築工事） ・山川小学校校舎増築事業（増築工事） ・小森野小学校校舎増築事業（基本設計, 実施設計） ・三潴小学校校舎増築事業（実施設計）【新規】 <p>※H31 年度は、改築事業における京町小校舎、増築事業における南小および山川小について、工事着工することから、これまで以上に学校、関係機関および業者と連携をとりながら事業を進める。</p> <p>※日吉小学校のグラウンド工事については、別途、長寿命化事業として行う。</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 各々の事業進捗率の目標値達成 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | <p>◆改築事業</p> <p>日吉（解体工事, 防球フェンス工事） 進捗:100%</p> <p>篠山（改築工事） 進捗:52.8%</p> <p>京町（屋体改築工事） 進捗:13.0%</p> <p>屏水（改築工事） 進捗:100%</p> <p>◆増築事業</p> <p>南（基本設計） 進捗:100%</p> <p>山川（基本設計） 進捗:100%</p> | <p>◆改築事業</p> <p>日吉（グラウンド設計） 進捗:100%</p> <p>篠山（改築工事） 進捗:100%</p> <p>京町（屋体改築工事） 進捗:100%</p> <p>屏水（旧校舎解体工事, 内部改修工事） 進捗:100%</p> <p>◆増築事業</p> <p>南（実施設計） 進捗:100%</p> <p>山川（実施設計） 進捗:100%</p> <p>小森野（基本設計, 実施設計） 進捗:30%</p> | <p>◆改築事業</p> <p>篠山（旧校舎解体） 進捗:100%</p> <p>京町（旧屋体解体工事） 進捗:100%</p> <p>（校舎改築工事） 進捗:12%</p> <p>屏水（東校舎外壁・防水改修工事等） 進捗:100%</p> <p>◆増築事業</p> <p>南（増築工事） 進捗:30%</p> <p>山川（増築工事） 進捗:30%</p> <p>小森野（基本設計, 実施設計） 進捗:100%</p> <p>三潴（実施設計） 進捗:100%</p> | |

重点事業 24

| 事業名 | 学校施設の長寿命化事業 | | | 担当課 | 学校施設課 |
|--------------------------------------|--|---|---|---|--|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 小 300,253 千円 中 289,848 千円 高 43,648 千円 | 小 400,338 千円 中 105,275 千円 特 755 千円 高 91,585 千円 | 小 525,709 千円 中 201,089 千円 特 27,258 千円 高 72,906 千円 |
| 事業目的 | 学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために、外壁・防水改修工事などの施設の長寿命化を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <p>○H31 年度 学校施設の主な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎外壁改修工事 4 校(西牟田小, 江上小, 長門石小, 江南中) 【設計業務委託 1 校(荒木小)】 校舎防水改修工事 5 校(牟田山中, ※水分小, ※西牟田小, ※水縄小, ※宮ノ陣中) 【設計業務委託 1 校(明星中)】 校舎便所改修工事 2 校(高牟礼中, 北野中) 【設計業務委託 2 校(安武小, 西牟田小)】 校舎内部改修工事 2 校(特支, 久商) 屋体防水改修工事 1 校(※西牟田小) 屋体屋根防水改修工事 1 校(金丸小) 【設計業務委託 1 校(善導寺小)】 屋体内部改修工事 2 校(大城小, 金島小) 屋体床改修工事 1 校(津福小) 【設計業務委託 1 校(南筑(剣道場))】 屋体便所改修工事 1 校(津福小) 屋外便所改修工事 2 校(久商, 南筑) グラウンド改修工事 2 校(日吉, 御井) 【設計業務委託 1 校(荒木中(テニスコート))】 屋体屋根改修設計業務委託 1 校(宮ノ陣中) ※は設計を含む <p>【平成 30 年度の主な学校施設の整備実績】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  外壁改修 </div> <div style="text-align: center;">  便所改修 </div> </div> <p>※H31 年度も、着実に工期内に事業完了できるよう、関係機関および業者と連絡をとりながら、事業を行う。</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 外壁改修率及び トイレ改修率の 上昇 | H29 実績 | H30 実績 | H31 予算 | |
| | | 外壁改修率 (モルタル落下対策) 86.2% トイレ改修率 (校舎ドライ化) 71.2% | 外壁改修率 (モルタル落下対策) 87.5% トイレ改修率 (校舎ドライ化) 76.5% | 外壁改修率 (モルタル落下対策) 88.7%予定 トイレ改修率 (校舎ドライ化) 77.6%予定 | |

重点事業 25

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--------|----------|----------|----------|
| 事業名 | 地域生涯学習振興事業（委嘱学級） | | | 担当課 | 生涯学習推進課 |
| 事業種別 ※以下から選択 （新規・拡充・継続） | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 7,315 千円 | 7,600 千円 | 7,505 千円 |
| 事業目的 | <p>市民が暮らす一番身近な地域である校区を単位として、教養の向上、健康福祉の増進、人権・同和問題や男女共同参画、環境、防災等の市民ニーズや地域課題に応じた生涯学習活動を推進し、事業を通じた地域コミュニティづくりを図るため、校区コミュニティ組織に対して、委嘱学級の運営に係る財政支援や指導者養成などの支援を行う。</p> | | | | |
| 事業内容 | <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[市] --> B[校区コミュニティ組織] B --> C[委嘱学級] C --> D[生涯学習活動を通じた地域コミュニティづくり] </pre> <p>市</p> <p>運営支援・開設支援 1学級あたり 95,000円補助</p> <p>校区コミュニティ組織</p> <p>委嘱学級</p> <p>全46校区の開設に向けて、取り組みを進めており、開設校区増に努めてきた。さらに校区や市民の方に広げていくためにも、<u>未開設校区の働きかけや校区訪問・学級訪問等</u>を実施し充実させていく。</p> <p>【学級】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学習時間 年間12回（1回2時間程度） ◆学級編成 1学級15人以上（<u>新入生1名以上</u>） <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり学級 ・家庭教育学級 ・高齢者学級 ・女性学級 など <p>【学習単元】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題（必修） ・男女共同参画（必修） ・健康課題 ・ボランティア ・地域課題 ・福祉課題 ・環境課題 ・防災 など <p>生涯学習活動を通じた地域コミュニティづくり</p> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 市内全46校区での開設 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 43 校区 | 43 校区 | 44 校区 | |

重点事業 26

| 事業名 | 体験活動推進事業（少年の翼事業） | | | 担当課 | 生涯学習推進課 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--------------------|--------------------|----------------|----------------|---------------|---|--|---|--|--|--|--|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・ 継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 2,814 千円 | H30 予算 2,900 千円 | H31 予算 2,900 千円 | | | | | | | | | | |
| 事業目的 | 次代を担う子どもが集い、沖縄での本研修を中心に数回の研修を通じて友情を深めながら、団体生活の楽しさを学び、団体や地域の活動に積極的に参加する子どもを育成することを目的とする。また、青年ボランティアの発掘及び機会提供を行い、次世代リーダー育成を促進する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業内容 | <table border="1"> <tr> <th>①指導員募集</th> <th>②研修生(子ども)募集</th> <th>③指導員研修</th> </tr> <tr> <td>3月中旬～ 4月下旬</td> <td>4月中旬～ 5月上旬</td> <td>5月下旬～ 6月下旬</td> </tr> <tr> <td>対象：18歳～ 39歳 (高校生除く) 人数：25名程度</td> <td>対象：小学5年生～ 中学生 人数：70名程度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導員同士の人間関係づくり ● 安全管理に対する意識づくり ● レクリエーション研修 ● 普通救命講習 </td> </tr> </table> | | | ①指導員募集 | ②研修生(子ども)募集 | ③指導員研修 | 3月中旬～ 4月下旬 | 4月中旬～ 5月上旬 | 5月下旬～ 6月下旬 | 対象：18歳～ 39歳 (高校生除く) 人数：25名程度 | 対象：小学5年生～ 中学生 人数：70名程度 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指導員同士の人間関係づくり ● 安全管理に対する意識づくり ● レクリエーション研修 ● 普通救命講習 | | | |
| | ①指導員募集 | ②研修生(子ども)募集 | ③指導員研修 | | | | | | | | | | | | |
| | 3月中旬～ 4月下旬 | 4月中旬～ 5月上旬 | 5月下旬～ 6月下旬 | | | | | | | | | | | | |
| | 対象：18歳～ 39歳 (高校生除く) 人数：25名程度 | 対象：小学5年生～ 中学生 人数：70名程度 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指導員同士の人間関係づくり ● 安全管理に対する意識づくり ● レクリエーション研修 ● 普通救命講習 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <th>④事前研修</th> <th>⑤本研修</th> <th>⑥事後研修</th> </tr> <tr> <td>7、8月(3日) 市内</td> <td>8月(4泊5日) 沖縄</td> <td>9月(1日) 市内</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 協力し合える関係づくり ● 集団生活における規律の共有 ● 沖縄についての学習 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 地元小学校との交流 ● 沖縄の海での自然体験 ● ひめゆりの塔での平和学習 ● 琉球ガラスコップの製作体験 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● ふりかえり </td> </tr> </table> | | | ④事前研修 | ⑤本研修 | ⑥事後研修 | 7、8月(3日) 市内 | 8月(4泊5日) 沖縄 | 9月(1日) 市内 | <ul style="list-style-type: none"> ● 協力し合える関係づくり ● 集団生活における規律の共有 ● 沖縄についての学習 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地元小学校との交流 ● 沖縄の海での自然体験 ● ひめゆりの塔での平和学習 ● 琉球ガラスコップの製作体験 | <ul style="list-style-type: none"> ● ふりかえり | | | | |
| ④事前研修 | ⑤本研修 | ⑥事後研修 | | | | | | | | | | | | | |
| 7、8月(3日) 市内 | 8月(4泊5日) 沖縄 | 9月(1日) 市内 | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 協力し合える関係づくり ● 集団生活における規律の共有 ● 沖縄についての学習 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地元小学校との交流 ● 沖縄の海での自然体験 ● ひめゆりの塔での平和学習 ● 琉球ガラスコップの製作体験 | <ul style="list-style-type: none"> ● ふりかえり | | | | | | | | | | | | | |
| <p>研修生(子ども)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 学年や学校を超えた交流によるコミュニケーション能力 ★ 自ら考え行動する自立心 ★ 仲間を思いやれる優しさ ★ 新しいことに挑戦する意欲 ★ 地域・学校の活動に進んで参加する積極性 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 体験活動事業の運営についてのノウハウの習得 ★ 指導者としてのスキルの習得 ★ 地域活動への貢献 ★ 幅広い交友関係の構築 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 参加者の地域や学校等行事への参加意欲度 | H29 実績 | H30 実績 | R1 目標値 | | | | | | | | | | | |
| | 指導員の事業継続参加の意欲度 | 参加者 94% 指導員 73% | 参加者 96% 指導員 62% | 参加者 95% 指導員 75% | | | | | | | | | | | |
| <p>今後の改善・工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修生の自立心、チャレンジ精神を育むための研修プログラムの構築支援。 ・ 研修生及び指導員が参加しやすい研修日程の検討。 | | | | | | | | | | | | | | | |

重点事業 27

| | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------|------------------------|----------------------------|-----------|
| 事業名 | 歴史博物館整備検討事業 | | | 担当課 | 文化財保護課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 7,567 千円 | 10,204 千円 | 12,890 千円 |
| 事業目的 | 多様な生涯学習施設の一つとして、市民がふるさとの歴史や風土など地域の歴史文化を学び、交流するなど、市民の生涯を通じた学習の場として、かつ、魅力ある施設としての整備について検討を図る。 | | | | |
| 事業内容 | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; margin-bottom: 10px;"> 歴史博物館の設置検討、準備 </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 地域の歴史や文化を学ぶための資料の調査・収集を行い、保存・修復に努める。</p> <p>② 収蔵資料を効果的に活用するために、展示・公開を図るとともに、歴史博物館建設に向けて、市民の意識高揚を図る。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid purple; padding: 5px; background-color: #e6e6fa; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 地域の歴史と文化の理解 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>学校と連携し、むかしの暮らしを学び、久留米の成り立ちや風土を考える機会となる企画展を実施する。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>生涯学習の一環として、既存の展示スペースを使用して久留米の歴史を学ぶ企画展を実施する。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>発掘調査や歴史資料の収集等で得られた新しい情報を随時、発信していく。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>今後の改善項目 学校現場や地域との連携を強化し、情報発信、資料の貸し出し等の利用を増やしていく。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; margin-bottom: 10px;"> 地域を愛する心の醸成 </div> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 歴史博物館建設に向けて、ソフト面の整備を行う。 歴史資料の調査・保存・修復・収集・購入。 収蔵施設の整備。 歴史資料のデータベース化。 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 企画展を3回実施。 特別展を1回実施。 | 企画展を3回実施。 特別展を1回実施。 | 企画展を3回実施する。 特別展を1回実施する。 | |

重点事業 28

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--------------------------|---------------------------------------|--|-----------|
| 事業名 | 筑後国府跡歴史公園整備事業 | | | 担当課 | 文化財保護課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 38,341 千円 | 12,035 千円 | 53,564 千円 |
| 事業目的 | 古代の役所跡である筑後国府跡を保存整備し、市民が身近な場所で歴史を感じるにより、「まち」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>○史跡の適正な管理を通じてその保護を図る。維持的措置として草刈り・清掃等、保存的措置を実施する。</p> <p>○計画的な土地の公有化を推進するとともに、<u>史跡取扱いの際の指針となる「保存活用計画」を策定する</u>。また、整備基本計画の検討を行い、早期の歴史公園化を目指す。</p> | | | | |
| | <pre> graph TD A[史跡の保存] --> B[史跡の活用] A --> C[史跡の保護] B --> C C --> D[国指定史跡 筑後国府跡の魅力在未来へ伝える] </pre> <p> 史跡の保存 ・草刈り業務等による適正な管理 ・公有化の推進 ・保存活用計画策定 ・保存活用計画策定委員会の開催 </p> <p> 史跡の活用 ・ホームページ等による情報発信 ・公園整備基本計画の検討 ・基本計画策定委員会の検討 </p> <p> 史跡の保護 歴史公園を整備することにより、憩いの場・生涯学習の場・学校教育の場・歴史体験（探検）の場などを提供し、ライフステージのあらゆる場面での活用を図る。 </p> <p> 国指定史跡 筑後国府跡の魅力在未来へ伝える </p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | ・Ⅱ期政庁地区内の公有化 ・草刈り等管理業務の実施 ・保存活用計画策定 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | ・公有化率 85.71% ・管理業務の実施 | ・物件調査等1件実施 ・管理業務の実施 ・保存活用計画策定着手 | ・公有化率 86.16% ・管理業務の実施 ・保存活用計画書刊行 | |

重点事業 29

| | | | | | |
|-------------------------------|--|---------------------------------|--|------------------------|-----------|
| 事業名 | 歴史ルートづくり事業 | | | 担当課 | 文化財保護課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 12,765 千円 | 16,258 千円 | 21,345 千円 |
| 事業目的 | 高良山から耳納北麓に数多く存在する歴史・文化遺産を整理・集積し、積極的な情報発信を行うことで、その魅力について市民への再発見を促すとともに、交流人口の増加を目指す。 | | | | |
| 事業内容 | <p>○歴史・文化遺産などのスポットについて、久留米ならではの魅力が際立つものを、時代・歴史的背景・伝承などの共通項目(=テーマ)で結びつけ、興味を引くようなストーリーとして組み立てる。</p> <p>○それらのストーリーを構成する各スポットを紹介するイベント等を通じ、久留米の歴史の魅力を伝え集客につなげる。</p> <p>○また、エリア内の歴史遺産の調査を推進し、基礎資料を作成するとともに歴史的背景の検証によるエリア固有のストーリーの充実を図る。</p> <p>○併せて、ストーリーの要所となるスポット拠点、及びスポット間の行程の整備を行い、安全安心なルートを確認する。</p> <p>○昨年度は、戦国時代の高良山をテーマに、歴史ストーリーをまとめたストーリーシートを作成し、そのストーリーに基づいて「攻める戦国高良山」と題したイベントを開催し、300名の参加者があった。</p> <p>○本年度も、市内の歴史遺産についての情報発信のため、ストーリーシートの作成とイベントの実施を予定している。</p> <p>○本市の文化財マスタープランとして計画的かつ持続的な歴史や文化のまちづくりの実現を目的とした「文化財保存活用地域計画」の策定に着手する。</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 平成32年度までに歴史関連イベントでの集客5,000人 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 歴史ルートを活用したイベントの開催 実績 3,955 名 | ストーリーの組み立て3件 ルート上の史跡等の整備計画の検討 イベント開催 | ストーリーの組み立て2件 イベント開催 | |

重点事業 30

| 事業名 | MICE誘致推進事業 | | | 担当課 | 体育スポーツ課 |
|-------------------------------|--|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 106,641 千円 | 23,764 千円 | 57,392 千円 |
| 事業目的 | 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた機運を醸成するとともに、スポーツによる地域活性化を目的に、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致や事前キャンプ誘致を推進する。 | | | | |
| 事業内容 | <p>(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプ関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年のカザフスタン強化キャンプを通じて、キャンプ受入れに向けたノウハウの蓄積及び体制強化を図る。 ・ 2020年のキャンプ受入れに向けて、ケニア及びカザフスタンと詳細について協議を進める。 ・ 2020年に向けて市民の機運を醸成する事業を推進する。 ・ 2020年の大会以降のレガシーとなるよう交流事業等に取り組む。  <p>(2) 大規模スポーツ大会誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 久留米アリーナをはじめとしたスポーツ施設を最大限活用し、競技団体等と共に大規模スポーツ大会の誘致を進める。  | | | | |
| 事業目標 成果指標 | ・東京 2020 オリパラのキャンプを誘致し、機運の醸成を行う。 ・大規模大会を誘致する。 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | ・ケニアキャンプ基本合意 ・全日本実業柔道大会等誘致 | ・カザフスタンキャンプ基本合意 ・全国グランドゴルフ誘致等 | ・東京 2020 オリパラ関連事業 ・大規模大会誘致 | |

重点事業 3 1

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|----------|----------|-------|-------------------|-----|-------|--------------------------------|--|---|---|
| 事業名 | 子どもの読書環境整備事業 | | | 担当課 | 中央図書館 | | | | | | | | |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 | | | | | | | | |
| | | | 5,701 千円 | 5,977 千円 | 5,857 千円 | | | | | | | | |
| 事業目的 | <p>(1) 「久留米市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが心豊かな生活を送れるよう本との出会いと読書習慣の定着を進めるための環境を整備する。</p> <p>(2) 子どもと絵本をつなぐきっかけづくりを目的として、子どもの健やかな成長などにも効果があるブックスタート事業を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 事業内容 | <p>●計画の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民、地域、行政の連携協力 2. 子どもの読書活動のための環境整備の推進 3. 子どもの読書活動推進を支える理解と関心 <p>●51の施策</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: yellow;">家庭・地域</td> <td style="background-color: yellow;">幼稚園・保育所 認定こども園</td> <td style="background-color: yellow;">学 校</td> <td style="background-color: yellow;">図 書 館</td> </tr> <tr> <td>○ブックスタート ○家読の推進など (13項目)</td> <td>○読み聞かせ実 施 ○絵本スペース 整備など(3 項目)</td> <td>○全校一斉読書 ○司書教諭・学校 図書館司書配置 研修充実など (5項目)</td> <td>○児童図書整備 ○資料リスト作成 ○ブックトークな ど読書に関心を 高める催事開催 など(30項目)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">子どもの読書活動を社会全体で支えていく</p> <p>第3次計画(H29~H31)の実施、第4次計画の策定(H32~H34)</p> <p>●平成30年度は、中央図書館開館40周年記念事業として、従来事業を更に充実させた『絵本ライブ&ワークショップ』『ブックトーク講演会』を実施。 平成31年度は、家庭や地域及び学校とも連携した子ども読書を推進していくとともにおすすめ本貸出セットの整備や調べもの支援の作成により、更なる読書活動の支援も進めていく。また、第3次子どもの読書推進計画の総括及びそれを踏まえ、次期計画の策定にあたる。</p> | | | | | 家庭・地域 | 幼稚園・保育所 認定こども園 | 学 校 | 図 書 館 | ○ブックスタート ○家読の推進など (13項目) | ○読み聞かせ実 施 ○絵本スペース 整備など(3 項目) | ○全校一斉読書 ○司書教諭・学校 図書館司書配置 研修充実など (5項目) | ○児童図書整備 ○資料リスト作成 ○ブックトークな ど読書に関心を 高める催事開催 など(30項目) |
| | 家庭・地域 | 幼稚園・保育所 認定こども園 | 学 校 | 図 書 館 | | | | | | | | | |
| ○ブックスタート ○家読の推進など (13項目) | ○読み聞かせ実 施 ○絵本スペース 整備など(3 項目) | ○全校一斉読書 ○司書教諭・学校 図書館司書配置 研修充実など (5項目) | ○児童図書整備 ○資料リスト作成 ○ブックトークな ど読書に関心を 高める催事開催 など(30項目) | | | | | | | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 児童図書数：255,000冊 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | | | | | | | | | |
| | | 251,281冊 | 集計中 | 255,000冊 | | | | | | | | | |

重点事業 3 2

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------------|------------|--------------------------|-----------|
| 事業名 | 図書館整備事業 | | | 担当課 | 中央図書館 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 54,583 千円 | 61,439 千円 | 63,772 千円 |
| 事業目的 | 快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備及び利用者サービスを図り、生涯学習ニーズに対応する。 | | | | |
| 事業内容 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 図書館整備・図書館資料の充実 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館施設・機能の整備充実 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確保、長寿命化及び備品の整備 ・資料の購入寄贈等：図書及びAV 約25,500点 雑誌 約800点 ○福祉サービスの提供と市民との協働 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの協働→録音点字図書の製作や活用、対面朗読 ○図書館困難者へのサービス提供 <ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館や団体貸出など </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>◎図書館サービスの充実</p> <p>◎利用者・貸出冊数の増加</p> </div> </div> </div> | | | | |
| | <p>○平成 30 年度は、福祉ボランティアと協働で録音図書や点字の体験事業を開催した。図書館来館困難者サービスとして、JR久留米駅への本の返却ポストの設置や本の有料宅配サービスを実施（H31. 3月予定）。</p> <p>平成 31 年度は、六ツ門図書館の休館日を水曜日に変更し、月曜日開館にする。中央図書館においても、窓口集約化を検討していく。図書館来館困難者サービスとして、移動図書館や団体貸出についても効果的な活用を行っていく。</p> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 貸出者数： 390,000 人 貸出冊数： 1,600,000 冊 (市民センター図書室などを含まない。) | H29 実績 | H30 目標値 | H31 目標値 | |
| | | 382,974 人 1,522,107 冊 | 集計中 集計中 | 390,000 人 1,600,000 冊 | |

重点事業 3 3

| | | | | | |
|-------------------------------|--|--------------|----------------|--------------|----------|
| 事業名 | 人権教育・啓発推進事業 | | | 担当課 | 人権・同和教育課 |
| 事業種別 ※以下から選択 (新規・拡充・継続) | 継続 | 事業費 | H29 決算 | H30 予算 | H31 予算 |
| | | | 7,014千円 | 7,110千円 | 7,110千円 |
| 事業目的 | <p>学園(保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校他)及び地域(家庭、小学校区人権啓発推進協議会、企業等)の連携により地域に根ざした人権教育・啓発活動を推進し、もって差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図ることを目的とする。</p> | | | | |
| 事業内容 | <div style="text-align: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; margin-bottom: 10px;"> 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための 正しい認識と行動力を持った市民の育成 </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> (中学校区人権のまちづくり推進協議会の主な取組) 全体：人権課題を解消していく主体者を育成する人権フェスタ、人権講座等の開催 地域：家庭、地域住民、企業等が参加する人権講演会等の開催 学園：保・幼・こ・小・中・特支・高などの連携の中で、連絡会・授業公開・実践レポート交流会・人権カリキュラムの検討・合同での進路・学力保障、人権・部落問題学習会等の取組 </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> <div style="background-color: blue; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">行政</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="font-weight: bold; font-size: 1.1em;">重点支援</div> <div style="font-weight: bold; font-size: 1.1em;">(モデル校区)</div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> <div style="font-weight: bold; font-size: 1.1em;">支援指導補助</div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">→</div> <div style="margin-bottom: 5px;">→</div> <div style="margin-bottom: 5px;">→</div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: yellow; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 中学校区人権のまちづくり推進協議会 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: yellow; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 中学校区人権のまちづくり推進協議会 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: yellow; display: inline-block;"> 中学校区人権のまちづくり推進協議会 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: yellow; display: inline-block; margin-right: 20px;"> 学園 保・幼・小・中・ 特支・高など </div> <div style="font-weight: bold; font-size: 1.1em; color: orange;">協力・連携</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: orange; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 地域 家庭・校区人権協 企業など </div> </div> </div> | | | | |
| 事業目標 成果指標 | 各中学校区人権のまちづくり推進協議会の活動の活性化を図り、「差別をなくす努力をする」市民の割合 50%以上 | H29 実績 | H30 実績 | H31 目標値 | |
| | | 47.2% | 40.0% | 50%以上 | |
| | | 【参考】 くるモニ | 【参考】 市民意識調査 | 【参考】 くるモニ | |

教育委員会後援事業等に関する報告

H30.3.21からH30.4.15 受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|---|--|---------------------------------|--------------------------------|-----|-------------|
| 1 | 平成30年8月13日(月) ～11月4日(日) | 国際交流&イングリッシュ キャンプ | 宮城復興支援センター | 福岡県立英彦山青年 の家等 | 後援★ | 学校教育課 |
| 2 | 平成30年6月6日(水) ～6月20日(水) | 「歯・口の健康に関するポ スターコンクール」 | 一般社団法人 大川三 瀬歯科医師会 | 大川市文化センター | 後援 | 学校保健課 |
| 3 | ①平成30年6月3日(日) ②平成30年11月11日(日) | ①歯の健康フェスタ ②高齢者よい歯の表彰 | 一般社団法人 久留米 歯科医師会 | ①シティプラザ(六角 堂広場) ②くるみホール | 後援 | 学校保健課 |
| 4 | 平成30年4月7日(土) ～平成31年3月23日(土) 13:00～15:00 | 絆づくり・居場所づくり学集 会 久留米 | 絆づくり・居場所づくり学 集会 久留米 | えーるピア久留米 | 後援 | 学校教育課 |
| 5 | 平成30年6月9日(土)、 16日(土) 13:30分～17:00分 | 平成30年度福岡教育大学 附属久留米小学校 公開 研究会 | 福岡教育大学附属久留 米小学校 校長 伊藤 克治 | 福岡教育大学附属久 留米小学校 | 後援 | 学校教育課 |
| 6 | 平成30年5月6日(日) 9:00～14:00 | 里山の明星山山開き | 明星山登らん会 | 青峰校区コミュニティ センター～明星山山 頂 | 後援★ | 生涯学習推 進課 |
| 7 | 平成30年5月8日(火) ～5月13日(日) 10:00～19:00 | 第8回久留米連合文化会水 墨画部展 | 久留米連合文化会水墨 画部 | 久留米市一番街多目 的ギャラリー | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 8 | 平成30年5月16日(水) ～21日(月) 10:00～19:00 | 第26回 西日本華道連盟 久留米支部いけばな展 | 西日本華道連盟久留米 支部 | 久留米岩田屋新館 4階 催事場 | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 9 | 平成30年6月11日(月) 13:00～15:00 | スクエアダンサー日体験会 | グリーングラス | えーるピア久留米ダ ンススタジオ | 後援★ | 生涯学習推 進課 |
| 10 | 平成30年6月17日(日) 15:00開演予定 | 佐藤しのぶリサイタル ～ 團伊玖磨先生へのオマー ージュ～ | 公益財団法人久留米文 化振興会 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 11 | 平成30年7月28日(土) 15:00～18:30 | 日本・フィンランド親善「合 唱のタベ2018」 | 久留米信愛中学校・高 等学校女声合唱団 | 久留米シティプラザ ザ・グランドホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 12 | 平成30年8月25日(土) 14:00開演予定 | ドラゴンクエストコンサート すぎやまこういちと九州交 響楽団 交響組曲「ドラゴンクエス トXI」過ぎ去りし時を求めて すぎやまこういち | 公益財団法人久留米文 化振興会 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 13 | 平成30年5月12日(土) ～平成31年2月11日(月) | 小松杏里のくるめ演劇塾 2018 | 久留米市 | 久留米シティプラザ 内スタジオ3及びC ボックス | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 14 | 平成30年5月20日(日) 13:30～15:30 | 第5回童謡・唱歌をみんな で歌う会 | 混声合唱赤とんぼの会 | えーるピア久留米視 聴覚ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 15 | 平成30年6月3日(日) 10:00～15:00 | 本泰寺market | 寺町market実行委員会 | 本泰寺 | 後援★ | 生涯学習推 進課 |
| 16 | 平成30年6月24日(日) 9:30～13:00 | 車椅子レクダンスインストラ クター養成講座 | NPO法人 日本車椅子 レクダンス協会 久留米支部 | 久留米市総合福祉セ ンター 2階大会議場 | 後援 | 生涯学習推 進課 |

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|--|--|---|---|-----|-------------|
| 17 | 平成30年7月28日(土) 10:00~18:00 平成30年7月29日(日) 10:00~15:00 ※北九州会場 平成30年7月7日(土) 10:00~18:00 平成30年7月8日(日) 10:00~15:00 | 第5回福岡臨床美術作品展 | 福岡臨床美術士会 | えーるピア久留米2F ギャラリー ※北九州会場:北九 州市立 旧百三十銀 行ギャラリー | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 18 | 平成31年1月18日(金) 14:00~20:00 | 久留米 能楽の祭典 | 久留米 能楽の祭典実 行委員会 | 久留米シティプラザ 久留米座 | 後援★ | 生涯学習推 進課 |
| 19 | 平成30年6月2日(土) 14:00~16:00 平成30年6月6日(水) 10:00~12:00 平成30年6月7日(木) 18:30~20:30 | ワークショップ&講座「7ヶ 国語で話そう。」 | 一般財団法人言語交流 研究所 ヒッポファミリークラブ久 留米 | 久留米シティプラザ4 階 中会議室 | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 20 | 平成30年7月7日(土) 13:00~16:00 | 中国映画会 | 久留米市日中友好協会 | えーるピア久留米・視 聴覚ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 21 | 平成30年8月26日(日) 9:30~15:00 | 茶の湯文化にふれる市民 講座 | 一般社団法人表千家同 門会福岡県支部 | 久留米シティプラザ | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 22 | 吹奏楽会 平成30年9月23日(日) 合唱祭 平成30年9月24日(月) アンサンブルフェスティバル 平成30年9月30日(日) いずれも10:00開演 | くるめ音楽祭2018 | 公益財団法人久留米文 化振興会 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 23 | 平成30年7月14日(土) ~平成30年9月9日(日) 10:00~17:00 (入館は16:30まで) 月曜日休館 | 名画が奏でる8つのフーガ- ブリヂストン美術館コレク ション展 | 久留米市美術館 | 久留米市美術館(本 館2階) | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 24 | 平成30年6月24日(日) 14:00~16:30 | City Winds 久留米市民吹 奏楽団(NPO)音楽会 Brass Message 2018 | 特定非営利活動法人 シティーウィンズ久留米 市民吹奏楽団 | 石橋文化ホール | 後援 | 生涯学習推 進課 |
| 25 | 平成30年12月9日(日) | 第12回ウィズガス全国親 子クッキングコンテスト九州 地区大会 | 久留米ガス株式会社 原田 浩 | 西部ガスショールー ム ヒナタ福岡(福岡 市) | 後援 | 学校教育課 |
| 26 | 平成30年4月1日、6月3日、7月1 日、9月2日、10月14日、11月4日、 12月2日、平成31年2月3日、3月3 日13:00~17:00 | 不登校者・中退者・引きこも りの方とその家族の相談会 | NPO法人青少年教育支 援センター | えーるピア久留米 | 後援 | 学校教育課 |
| 27 | 平成30年7月29日(日) 12:00~17:00 | ドリームジョブズ~子ども達と未 来を結ぶエデュテイメント~ | (一社)久留米青年会議所 | えーるピア久留米 | 後援 | 学校教育課 |

平成31年第1回(3月)久留米市議会一般質問回答要旨
 質問一覧(教育部関連)

| 質問議員 | 質問内容 |
|-----------|--|
| <代表> | |
| 田中 良介 議員 | 4 外国人居住者の現状と課題について (2) 外国人の児童生徒の受け入れについて 6 道徳教育について |
| 森崎 巨樹 議員 | 6 小学校小規模化対応に関する方針について |
| 坂井 政樹 議員 | 7 教育行政について |
| <個人> | |
| 山下 尚 議員 | 1 学校給食について |
| 藤林 詠子 議員 | 2 障害者差別に関する相談の現状と課題、今後の取り組みについて (3) 障害のある児童生徒が自分の権利を学ぶ機会の提供について |
| 松岡 保治 議員 | 2 プログラミング教育について |
| 金子 むつみ 議員 | 1 就学援助制度について 2 子どもの虐待防止について (2) 学校における子どもの虐待防止の取り組みについて |

(教育部関係)

代表

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 4 外国人居住者の現状と課題について
(2) 外国人の児童生徒の受け入れについて

【質問趣旨】 教育と多文化・多言語対応について、本市の認識とその対応について問う。

【回答要旨】 1 外国人の児童生徒の現状と基本的な対応について

市立小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒の総数は、平成 30 年 7 月時点で 139 名、うち外国籍の児童生徒は 35 名となっております。この総数は、2 年前の調査より 29 名増えており、国際化の進展に伴い、今後も増加すると見込まれます。

教育委員会では、全ての児童生徒に等しく教育の機会を保障する観点から、日本語指導の充実及び児童生徒の母国の文化や慣習等についての理解促進が重要であると考えております。

2 日本語指導による多言語対応について

現在、市内の小中学校に、日本語指導担当教員を 14 名配置し、日本語指導を必要とする児童生徒に対して、個別の日本語の授業や、教科等の授業における学習のサポートを行っています。

加えて、市の予算で外国人児童等授業介助員を小中学校に 25 名配置し、当該児童生徒に教師の指示を分かりやすく伝えたり、日本語が困難な保護者に対応したりして、学校生活をサポートしているところです。

更には、教育集会所を活用し、外国人の児童生徒等に対する学習支援を行っており、人権に関わる視点からも取組を進めていきます。

3 多文化対応について

次に、多文化対応については、外国人児童生徒が所属する学校において、当該外国人児童生徒の母国など様々な国の文化や慣習を知り、対応していくために、当該保護者や児童生徒とよく相談し、給食の除去食や服装など、学校活動における配慮をきめ細かく行っています。

また、国際理解教育や道徳教育など様々な教育活動を通して、全ての児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、共生の意識や態度を育むことができるよう指導しています。

教育委員会としましては、こうした取組みを丁寧に進め、児童生徒が国籍を問わず将来の社会で活躍できるよう取り組んでいきます。

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 6 道徳教育について

【質問趣旨】 「特別の教科 道徳」についての教育委員会の受け止め、久留米市の道徳教育の現状と課題、今後の取組について問う。

【回答要旨】 1 「特別の教科 道徳」についての受け止め

第 3 期久留米市教育改革プランで掲げる「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」という目標は、「他者への思いやりや感謝」「生命や人権を尊重する心」「規範意識などに基づく豊かな人間性」を育むことで達成できるも

のであり、本市では、こうした考えのもと道徳教育を推進してきました。

「特別の教科 道徳」、いわゆる「道徳科」が実施されるのは、小学校では今年度、中学校では来年度からとなります。その内容は、人間尊重と生命尊重を基盤とする道徳性を育もうとするものであり、本市の道徳教育の趣旨と一致するものと考えています。

2 本市の道徳教育の現状について

「道徳科」では、答えが一つではない課題に児童生徒が自らの問題として向きあう「考え、議論する道徳」の授業が求められています。小学校では、教科書に示された道徳的問題に関して、自分の考えをつくり、友達と話し合い、自分の価値観や行動を振り返る授業が行われているところです。

平成 30 年度の県教育委員会による抽出方式の「道徳教育に関する実態調査」では、「自分の生活を支えている人に感謝の気持ちを表している」「他の人々に思いやりの心をもって接している」という質問に、肯定的に回答した本市の児童生徒の割合は、8割から9割に達しました。

この結果は、道徳の授業だけでなく、様々な教育活動の場面や地域との連携を通して道徳教育に取り組んできた成果の表れであると考えています。

3 本市の道徳教育の課題について

「道徳教育に関する実態調査」において、「道徳科の学習は、自分の言動を決める上で役に立つ」という質問に対し、本市の小学5年生では、9割が肯定的に回答していますが、中学2年生では7割程度にとどまっています。

このことから、中学校でも小学校と同様に、今後実施される道徳科の授業において、「考え、議論する道徳」の一層の浸透を図る必要があると考えています。

4 今後の取組について

教育委員会としましては、今後到来する変化の激しい社会においても、道徳教育によって育まれる思いやりや感謝の心、感動する心を不易のものとして捉え、次期改革プランの策定に取り組んでいきたいと考えています。

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 6 小学校小規模化対応に関する方針について

【質問趣旨】 小規模校の教育的な課題や統合の目的、効果の整理、検証が不十分で、地域説明会では学校統合の理解が得られていないのでは。地域の理解を得ていくために、今後、どう対応していくのか。

【回答要旨】 1 これまでの状況

市教育委員会では、小規模校における教育的な課題を解消し、子ども達のより良い教育条件、教育環境を整備することを目的として、小規模化への対応を進めています。

昨年10月に、「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定し、本年1月には、これに基づく最優先の対応として、複式学級校の統合を進めていくために、「第1次久留米市立小学校統合基本計画」【案】を取りまとめました。

この【案】は、統合に向けた基本的な枠組みについて定めるものであり、2月には、統合対象校がある城島地域の保護者や地域の皆様を対象として、全体説明会及び各校区説明会を開催しました。

その中で、保護者や地域の皆様からは、小規模校をこのまま存続して欲しいといったご要望をはじめ、学校統合後の通学の安全に関する不安の声や、さらには、

城島地域の活性化策、校区コミュニティのあり方、統合後の施設や跡地の利活用に関するご意見なども出されたところです。

2 今後の対応について

過小規模校には、きめ細かな指導ができるなどの長所がある一方で、子ども達が多様な学びを経験する機会が少なくなることや、子ども達同士が一定の集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなること、学校経営上においては、教員の体制上の課題など、様々な教育的課題があると考えています。

初めての説明会を開催した現時点においては、城島地域の保護者や地域の皆様と、小規模校における教育的課題や、学校統合による教育的効果についての共有や理解が十分に得られるには至っていないと認識しています。

今回の統合は、本市において初めての取組であり、市民の関心も高いことから、市教育委員会では、保護者や地域の皆様への丁寧な対応を心掛けるとともに、関係する市長部局とも連携し、市議会をはじめ、関係者と十分な協議、調整を行うなど、引き続き、ご理解をいただけるように努めていかなければならないと考えています。

2回目

【質問要旨】 6 小学校小規模化対応に関する方針について

【質問趣旨】 地域説明会で出された意見や課題などは事前に整理しておくべきではなかったのか。

【回答要旨】 市教育委員会が示している「第1次久留米市立小学校統合基本計画」【案】は、統合に向けた基本的な枠組みを定めるものであります。

この統合基本計画を策定した後、統合に向けた具体的かつ詳細な事項については、市議会をはじめ、保護者や地域の皆様と十分な協議、調整を行いながら、検討していくこととしています。

また、今後は、他市の先進事例や各校区の特性などを踏まえ、より具体的な事例をご紹介しますなど、学校統合にご理解をいただけるよう、より丁寧な説明に努めていきたいと考えています。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 7 教育行政について

【質問趣旨】 第3期教育改革プランの成果と課題、今後の展開を問う。

【回答要旨】 1 第3期教育改革プランの成果と課題について

第3期久留米市教育改革プランでは、その重点として「わかる授業」「たのしい学校」「久留米版コミュニティスクールの推進」を掲げ、それらを貫く視点として「人権・同和教育の推進」「外国語教育の推進」「特別支援教育の推進」「小中連携教育の推進」を設定し、学校と連携しながら様々な施策に取り組んできました。

こうした中で、家庭での学習時間の向上やスローメディアの取組の広がり等、各学校の地域学校協議会の提言による学校・家庭・地域が協働した学力・生活面の向上を図る基盤づくりが進んでいます。また、中学3年生までの英検3級取得率が全国平均を超える等のグローバル化に対応する外国語教育の充実、ものづくりを支える「くるめ学」や理科教育の充実、小学校でのけが件数の減少等のセー

フスクールの取組による安全安心の確立については、一定の成果が見られています。

一方で、授業改善や教師力向上の支援といった「学力の保障と向上」の取組、いじめの認知件数や自尊感情といった「たのしい学校づくり」の取組については、設定した成果指標に届いていない状況です。

2 今後の展開について

教育改革プランの最終年度となる平成31年度は、これらの成果の持続と課題の改善のための取組をより一層推進していきたいと考えております。

そして、次期の教育改革プランの策定にあたっては、たくましさと思いやりの心を備え、ふるさと久留米への愛着と誇りをもった児童生徒の育成という視点を引き続き大切にしていきます。

そのうえで、情報技術の進展やグローバル化等の時代のトレンドを踏まえ、今後到来する社会を生き抜き、次の世代へと引き継いでいく「持続可能な社会の創り手」の育成を視野に入れて取り組んでいきます。

個人

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 1 学校給食について

【質問趣旨】 食物アレルギー対応の取り組みの現状について、対応している人数と除去食対応及び弁当対応などの内訳は。

【回答要旨】 1 基本認識

学校給食における食物アレルギー対応につきましては、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるよう安全性を最優先し、保護者、学校と教育委員会が連携して、組織的に取り組む必要があると認識しております。

2 現状

平成24年、東京都調布市で食物アレルギーを有する児童が、学校給食後アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

文部科学省では、こうした事故を二度と起こさないよう、平成27年に学校給食における食物アレルギー対応指針を作成しました。

久留米市におきましても、平成27年12月に学校給食における食物アレルギー対応の手引きを作成し、安全性を最優先した取り組みを進めております。

平成30年度の食物アレルギー対応者の合計は小・中学校・特別支援学校で427名であり、その内訳は、除去食対応が230名、一部弁当対応が117名、牛乳だけを飲まない児童生徒が77名、毎日弁当対応が3名、といった状況であります。

【質問議員】 藤林 詠子 議員

【質問要旨】 2 障害者差別に関する相談の現状と課題、今後の取り組みについて
(3) 障害のある児童生徒が自分の権利を学ぶ機会の提供について

【質問趣旨】 障害のある児童生徒が合理的配慮を受ける権利について学ぶ機会が必要と思うが、教育委員会の認識と今後の取り組みについて問う。

【回答要旨】 1 基本的な考え方

障害者が受ける制限は、個人の心身機能の特性のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することで生じるものであるという障害の社会モデルを、教職員や児童生徒が理解し、具体的な行動につなげていくことが必要であると考えています。

2 現状と課題

学校では、障害のある方との出会い等を通して、障害者問題を学んでいます。しかし、障害のある方への共感にとどまり、1点目「それぞれの児童生徒が果たせる役割が尊重され、協働して取り組むこと」、2点目「障害のある児童生徒が合理的配慮によって充実した活動ができることを実感し、必要な支援を求める力につなげること」、3点目「不当な差別的取扱いが禁じられていること」については、更なる取組が必要であると認識しています。

3 今後の取組について

市教育委員会では、人権教育の取組を基盤とし「障害の特性の理解と生活環境の調整」という項目が新設された新学習指導要領を踏まえ、全ての児童生徒が共生社会の形成の主体者となっていくことができるよう努めていきたいと考えています。

【質問議員】 松岡 保治 議員

【質問要旨】 2 プログラミング教育について

【質問趣旨】 プログラミング教育の小学校への導入に向けて、現在の準備状況と課題を問う。

【回答要旨】 1 小学校でのプログラミング教育について

平成32年度から全面実施となる小学校の新学習指導要領では、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を実施すること」が明記されています。つまり、プログラミングは教えるのではなく、「体験しながら身につける」と言われており、「プログラミング的思考を育むこと、コンピュータのよさに気づき主体的に活用する態度を育てること、教科の学びを確実にすること」をねらいとしています。

2 現在の準備状況と課題

このような状況を踏まえ、本市では、平成30年度から2年間、市教育センターにおいて、小学校教員と指導主事からなる「プログラミング教育調査研究班」を組織し、調査研究を行うこととしています。本年度は、プログラミング教育の指導の手引きとなるスタートブックを作成し、各学校に配布する予定です。

また、算数や音楽などの授業において、プログラミング教育を行った学校があるほか、教育ICT活用推進校である田主丸小学校では、タブレット端末と

プログラミング教材を組み合わせた理科の授業が行われるなど、先行的な授業実践も見られています。

さらには、文部科学省や経済産業省等と民間企業17社が連携し、プログラミング教育推進のための教材提供などを行う予定であり、本市の小学校にも活用を働きかけていきます。

課題としましては、各教科等において幅広くプログラミング教育を実施するための教材の充実などの環境整備及びプログラミング教育のねらいを達成するための教員の授業力の更なる向上があげられます。

2回目

【質問要旨】 2 プログラミング教育について

【質問趣旨】 プログラミング教育に関する教員の育成及び保護者への周知について、どのように取り組んでいくのか。

【回答要旨】 市教育委員会としましては、教員の指導力の向上や専門家の活用などを通して、効果的なプログラミング教育を実施することが重要であると考えております。

2年目となる市教育センターの調査研究では、さらに実践事例を増やし、指導案や授業の教材等を各学校へ配布する予定です。加えて、文部科学省が作成している「プログラミング教育の手引き」や授業実践の情報を各学校へ積極的に提供し、校内研修等の実施を支援していきます。なお、平成31年度は、プログラミング教育に関する研修会も計画しているところです。

また、保護者の理解促進を図るために、プログラミング教育の目的や内容を学校に示し、学校と連携しながら周知に努めていきたいと考えています。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 1 就学援助制度について

【質問趣旨】 なぜ、認定基準を見直すのか、現行のまま援助の充実ができなかったのか。また、見直し後の内容と受給できなくなる方には、どのように対応するのか。

【回答要旨】 1 制度見直しの理由

久留米市の就学援助制度は、両親と中学生、小学生の4人世帯で、年収が500万円を超える場合も受給できるなど、他の中核市や県内市と比べ認定基準が緩やかなため、受給率も高い水準で推移しております。

また、対象者も増加傾向にありますことから、将来にわたり制度を安定的に運営するため、認定基準を見直すとともに、より生活困窮度の高い世帯への支援の充実を図るため、制度の見直しを行うものです。

2 見直し後の内容と受給できなくなる方への対応

見直し後の認定基準は、中核市の平均的な水準であり、4人世帯のモデルケースでは、世帯の年収が約435万円未満の方が援助の対象となります。

また、より就学困難な世帯への支援の充実として、本年度の当初予算に計上した入学準備金の増額支給をはじめ、新たにPTA会費・生徒会費、クラブ活動費の三費目を支給する経費を平成31年度予算案に計上しております。

なお、見直し後、受給できなくなる方は、約970人と試算しており、申請案内の通知や申請の際の丁寧な説明によりご理解をいただくよう対応していると

ころであります。

つまり、本当に困っている方に、より厚く支援するという方針のもと、全国の中核市と同じ水準まで基準を見直すということでもあります。

2回目

【質問要旨】 1 就学援助制度について

【質問趣旨】 認定基準を見直さず、援助内容を充実させた場合、どのくらいの費用がかかるのか。

【回答要旨】 今回、三費目や入学準備金の前倒し分の経費として、合計で約5,600円上乗せしています。

久留米市以外の近隣の市町村並びに中核市には、久留米市に比べて基準が厳しく、年収400万円以上の世帯が支給対象外となっているところもあります。久留米市の政策としては、今回は他の中核市並みの水準に見直したということです。

認定基準の見直しを行わずに三費目の追加支給を行った場合、少なくとも単年度で9,000万円以上が必要であると考えております。

3回目

【質問要旨】 1 就学援助制度について

【質問趣旨】 認定基準を見直さず、援助内容を充実させることはできないのか。

【回答要旨】 今回の就学援助制度の見直しについては、より生活困窮度の高い世帯への支援を充実することが福祉の向上に繋がると考えており、認定基準を中核市の平均的な水準に見直すこととしております。

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 子どもの虐待防止について

(2) 学校における子どもの虐待防止の取り組みについて

【質問趣旨】 学校における虐待防止の取組の現状と対応のあり方について問う。

【回答要旨】 市教育委員会では、平成30年1月と7月に相次いで出された児童虐待防止に関する文部科学省からの通知を、学校へ周知徹底しています。

また、毎年の校長会で家庭子ども相談課より本市の虐待の現状と対応について報告しており、平成30年10月には、教頭会で「子どものSOSと学校の役割」についての研修を行ったところです。

さらに、子どもにとっては虐待のSOSが出しにくいという実態を踏まえ、「SOSの出し方教育」に取り組んでいる学校もあります。

そうした中で、虐待やその兆候を学校において把握した際には、速やかに家庭子ども相談課や児童相談所、警察につなぐなど関係機関と教育委員会・学校が連携し対応することとしております。

2回目

【質問要旨】 2 子どもの虐待防止について
(2) 学校における子どもの虐待防止の取り組みについて

【質問趣旨】 野田市の事案のように高圧的な保護者への対応はどうか。

【回答要旨】 本市では、学校問題解決支援事業の中で、保護者等からの苦情などに対し、弁護士や臨床心理士、医師などの専門家に相談できる体制を整えています。
また、警察とは、生徒指導やいじめ問題、問題行動等に関する連携組織を設けており、日頃からの関係構築を通じた相談・通報しやすい関係づくりに努めております。

平成31年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（市民文化部関連）

| 質問議員 | 質問内容 |
|----------|----------------------------------|
| <代表> | |
| 原学議員 | 7 スポーツ都市宣言について |
| 森崎 巨樹 議員 | 5 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプについて |
| <個人> | |
| 塚本 篤行 議員 | 1 アスリートについて |

(市民文化部関係)

代表

【質問議員】 原 学 議員

【質問要旨】 7 スポーツ都市宣言について

【質問趣旨】 ①体育施設に係る中長期的な整備計画を策定する必要があると考えるが、市の体育施設整備の考えを伺いたい。
②国際大会が開催可能な市民プールの必要性について

【回答要旨】 1 施設整備の考え方について

久留米市では、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念に、市民ニーズや既存施設の状況、費用対効果や財政状況などを踏まえ、久留米市新総合計画基本計画やスポーツ振興基本計画に基づいて、スポーツ施設の整備を進めております。

昨年オープンの「久留米アリーナ」につきましても、そのような考えのもとで福岡県との共同により整備したものであります。

今後の体育施設の整備につきましては、利用者や各競技団体のご意見を伺いながら、全庁的な「公共施設の最適化」の取り組みを踏まえ、平成32年度にスタートする次期の新総合計画基本計画及びスポーツ振興基本計画の策定の中で検討してまいります。

2 国際大会が開催可能な市民プールの必要性について

原議員には、昨年6月の本会議においても、プール整備についてご質問いただきました。若い頃に日本選手権水泳競技大会で背泳ぎ3位になれるなど、水泳で活躍されてきた原議員の強い思いは受け止めさせていただきたいのですが、なかなか難しい状況にあると考えております。

まず、国際規模の大会が開催できるような競技用公認プールを建設するためには、立地条件の整った用地確保や、多額の建設費用の負担、さらには多額の運営経費が必要となりますので、久留米市単独での建設は現実的ではございません。

そのため、市では平成18年に市議会と連名で福岡県に「県営プールの整備についての要望書」を提出してりましたが、県レベルの大会が開催できる県営プールが筑後市に建設されたため、県営プールの久留米市への誘致は極めて難しい状況であります。

また、市民が日頃から余暇活動や健康づくりに利用できるようなプールについては、市内に市の施設や民間の施設が一定数整備・運営されている状況です。

今後については、国際規模の大会が開催できるような県営プールの改修や広域圏内への新たなプール誘致などの可能性について、県及び周辺自治体と協議を継続してまいりたいと考えております。

【質問議員】 森崎 巨樹 議員

【質問要旨】 5 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプについて

【質問趣旨】 ・施設の受入れ環境整備はどのような状況か。
・キャンプ受入れに際し、ボランティアスタッフ等のサポート体制はどのような状況か。

【回答要旨】 1 キャンプ受入れに向けた取り組み

久留米市は、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地として、ケニア共和国、カザフスタン共和国を受入れることを決定しております。

今年の6月から11月にかけては、カザフスタン選手団の本番1年前の強化キャンプを受け入れる予定であり、現在、柔道をはじめ6競技の受入れについて、最終的な調整を進めております。

2 施設等の受入れ環境整備について

施設等の受入れ環境の整備については、本年予定されている強化キャンプに向けまして、カザフスタンオリンピック委員会と協議をしながら、受入れに必要な設備、備品等の整備について、市内競技団体や国内関係機関と連携し準備を進めております。

3 ボランティア等のサポート体制について

キャンプの受入れに関するサポート体制については、産学官の様々な主体が参画する実行委員会において準備を進めておりますが、まずは強化キャンプを競技面からサポートするスタッフが必要だと認識しており、関係競技団体等に加えまして、市内の高校や大学のスポーツ部の協力をいただき、体制を整えているところです。

また、2020年に向けて、市全体の機運を高めるためにも、交流イベント支援などを担う市民ボランティアを募集するなど、オール久留米体制での受入れ準備を進めてまいります。

2回目

【質問趣旨】 ・今回のオリパラキャンプの受入れで構築したサポート体制を、レガシーとして残していくべきだと考えるがどうか。

【回答要旨】 2019年、2020年の両国のキャンプ受入れを通じて、市民ボランティアなどの人的なサポート体制をはじめ、宿泊、食事、医療など様々な面において、海外などからのキャンプ受入れに関するノウハウを蓄積していくことが重要であると考えております。

さらに、両国のアスリートや関係者等との交流を通じて、国際化や共生社会の更なる推進を図っていかねばならないと考えています。

いずれにしましても、今回のキャンプ受入れをしっかりと成功させ、そのノウハウや受入れ環境を広くPRすることにより、国内及び海外からの強化キャンプや、大規模スポーツ大会などの誘致に取り組み、スポーツを通じたまちづくり・人づくりに努めてまいります。

個人

【質問議員】 塚本 篤行 議員

【質問要旨】 1 アスリートについて

【質問趣旨】 昨年度から久留米市トップアスリート支援事業を実施しているが、今年度の強化指定選手の人数等の支援状況とその認定基準についてお尋ねしたい。

【回答要旨】 1 トップアスリート支援事業について

久留米市にゆかりのあるアスリートが世界大会や全国大会等で活躍し優秀な成績を収めることは、競技スポーツを活性化させるとともに、市民のスポーツへの関心を高め、本市のスポーツ振興につながる大変有意義なものであると考えます。

久留米市では、オリンピック・パラリンピックなどを目指す若い世代のアスリートがトップアスリートへと成長することを後押しするため、平成29年度にトップアスリート支援事業を創設し、大会の出場経費や合宿での宿泊費等について、補助金を交付し支援しております。

2 トップアスリートへの支援状況と認定基準について

今年度は柔道など、6競技17名をトップアスリート強化指定選手として認定し、支援しているところです。

その認定基準でございますが、久留米市にゆかりのある中学2年生から満19歳で、オリンピック・パラリンピック採用競技において実績を有する者としており、競技実績にはA～Cまでの3ランクを設け、それぞれの実績に応じた支援をしております。

2回目

【質問趣旨】 ・トップアスリートの育成にはコーチの存在が重要であると思うが、オリンピックでのメダル獲得が期待できるような選手に係る、専門コーチへの支援状況についてはどうなっているか。充実すべきではないか。

【回答要旨】 1 トップアスリートに対する国の支援について

(公財)日本オリンピック委員会(JOC)や全国的な各競技団体では、東京2020オリンピック・パラリンピックや世界選手権などでメダルが期待できる選手に対し、競技力強化のための様々なサポートが実施されております。

その中で、海外遠征や国内合宿の経費などの支援に加えて、各分野ごとに有償のコーチが配置され、専門的な指導による強化がなされています。

2 久留米市の対応について

このようにトップアスリート強化については、JOCなどが中心になって進めておりますが、久留米市のトップアスリート支援事業におきましても、トップアスリート強化指定選手へ交付する補助金の中に、指導者に係る経費を含めております。

また、(公財)久留米市体育協会におきましても、大規模大会へのコーチの帯同経費について助成しているところです。

久留米市といたしましては、引き続き、若い世代のトップアスリートへの成長支援を中心にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

通学路の交通安全対策について

「久留米市通学路安全推進会議」※¹の構成機関（警察、道路管理者、教育委員会）において、「久留米市通学路交通安全プログラム」※²に基づき、平成30年度も次の取り組みを行った。

1 小・中学校による安全点検（4～5月初旬）

4月から5月にかけて、小中学校で教職員やPTA等が通学路の安全点検を行い、その結果を教育委員会で集約した。

2 合同点検及び安全対策案の決定（8月～1月）

(1) 関係機関による協議・検討

- 前記1で集約した危険箇所について、警察、国・県・市の道路管理者及び教育委員会で情報交換し、対策案を協議・検討した。
- 過年度(平成24～29年度)の危険箇所に対策済箇所についても、学校へのアンケートを参考に、対策効果の把握を行った。

(2) 現地の合同点検

現地確認が必要な箇所について、学校、警察、道路管理者、教育委員会による合同点検を実施した。[計5箇所(国道0箇所、県道2箇所、市道3箇所)]

(3) 対策案の取りまとめ

平成30年度対策必要箇所 29箇所（対策例：カラー舗装、路面標示など）

○平成24～29年度の状況(H31.1月末時点)

| 区 分 | | 総 数 | | | |
|-------------|------|-----|----|-----|-----|
| | | 国道 | 県道 | 市道 | |
| 対策案 決定箇所 | 対策済 | 376 | 23 | 148 | 205 |
| | 対策予定 | 32 | 1 | 14 | 17 |
| 対策案検討中 | | 5 | 0 | 2 | 3 |
| 計 | | 413 | 24 | 164 | 225 |

○平成30年度分の状況(H31.1月末時点)

| 区 分 | | 総 数 | | | |
|-------------|------|-----|----|----|----|
| | | 国道 | 県道 | 市道 | |
| 対策案 決定箇所 | 対策済 | 12 | 0 | 4 | 8 |
| | 対策予定 | 10 | 0 | 4 | 6 |
| 対策案検討中 | | 7 | 0 | 2 | 5 |
| 計 | | 29 | 0 | 10 | 19 |

※1 久留米市通学路安全推進会議

継続的な通学路の交通安全の確保を目的として設置。警察、国・県・市の道路管理者及び教育委員会により構成され、通学路の危険箇所の把握や危険箇所に対する安全対策等の検討を行う。

※2 久留米市通学路交通安全プログラム

「久留米市通学路安全推進会議」において策定したもので、「合同点検」「対策の検討・実施」「対策効果の把握」「対策の改善・充実」をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、継続的に通学路の安全を確保するためのプロセスをまとめたもの。

平成30年度 久留米市学力・生活実態調査(小学校)の結果について

1 調査の趣旨

本市児童の学力や学習状況を把握・分析することで、各学校の学習指導及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに児童の学力向上に資する。

2 実施期日・教科

平成30年12月18日（火） 国語と算数で実施

3 調査の対象・人数

小学校第1学年～第6学年 （国語）計 15,928人 （算数）計 15,927人

4 調査の内容・範囲

(1) 教科に関する調査

学習指導要領に定める指導目標や内容について、測定可能な範囲（各学年2学期までの履修内容）についての調査

(2) 学習状況等に関する調査

児童の学習に対する意識や生活習慣の中で、学力に影響があると考えられる項目に関する質問紙調査（小3以上）

5 教科に関する調査結果

(1) 平成30年度の状況

(単位：%)

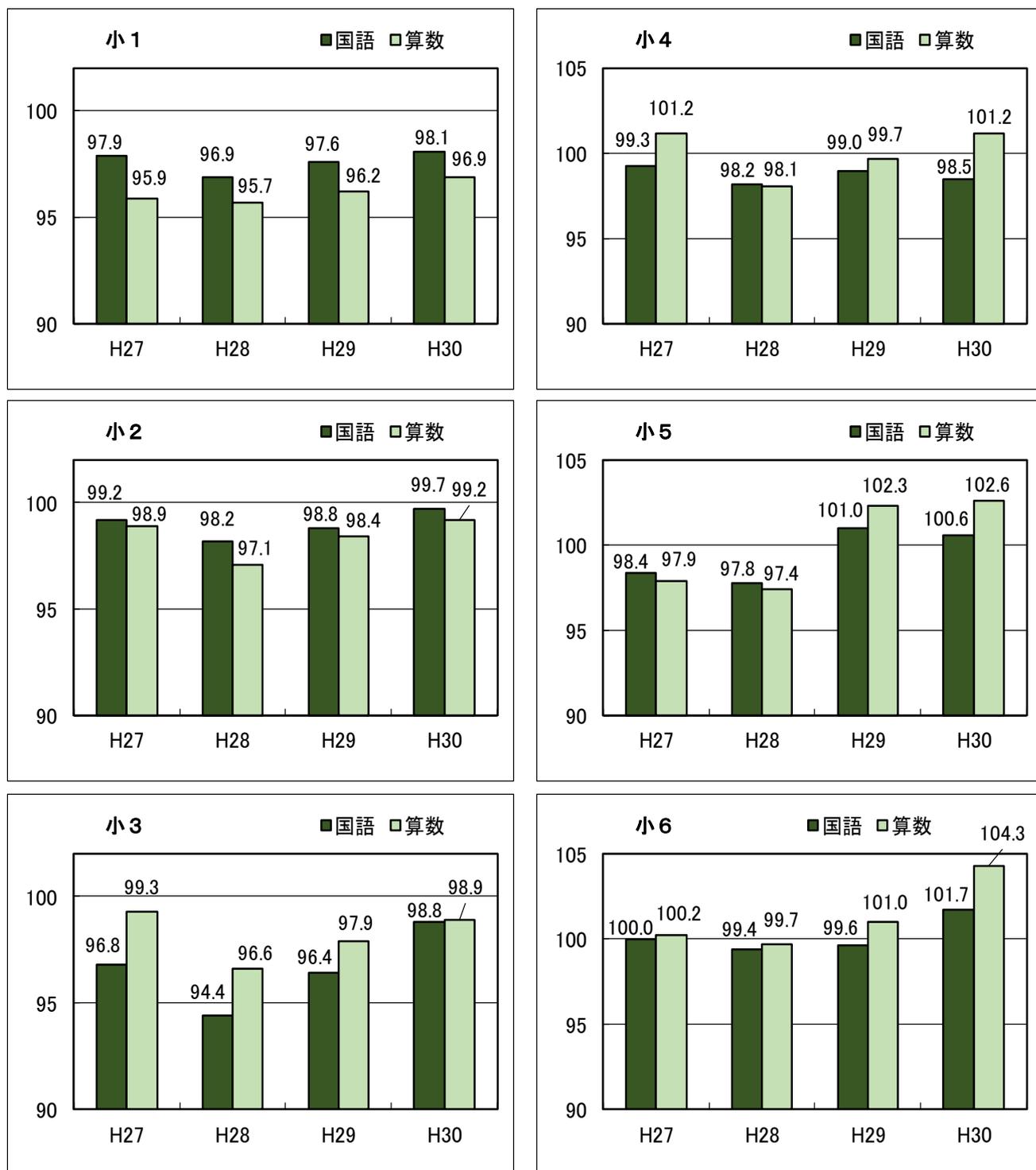
| 区分 \ 学年 | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | |
|---------|----|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| | | 国語 | 算数 | 国語 | 算数 | 国語 | 算数 | 国語 | 算数 |
| 平均正答率 | 市 | 72.3 | 72.0 | 76.7 | 74.6 | 63.4 | 72.7 | 67.9 | 66.9 |
| | 全国 | 73.7 | 74.3 | 76.9 | 75.2 | 64.2 | 73.5 | 68.9 | 66.1 |
| 達成度 | | 98.1 | 96.9 | 99.7 | 99.2 | 98.8 | 98.9 | 98.5 | 101.2 |

| 区分 \ 学年 | | 5年 | | 6年 | |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | 国語 | 算数 | 国語 | 算数 |
| 平均正答率 | 市 | 66.0 | 66.8 | 72.4 | 71.1 |
| | 全国 | 65.6 | 65.1 | 71.2 | 68.2 |
| 達成度 | | 100.6 | 102.6 | 101.7 | 104.3 |

平均正答率 全問題数に占める正答数を百分率で表したもの

達成度 全国の平均正答率を100とした場合の久留米市の値を百分率で表したもの

(2) 平成27年度からの達成度の推移



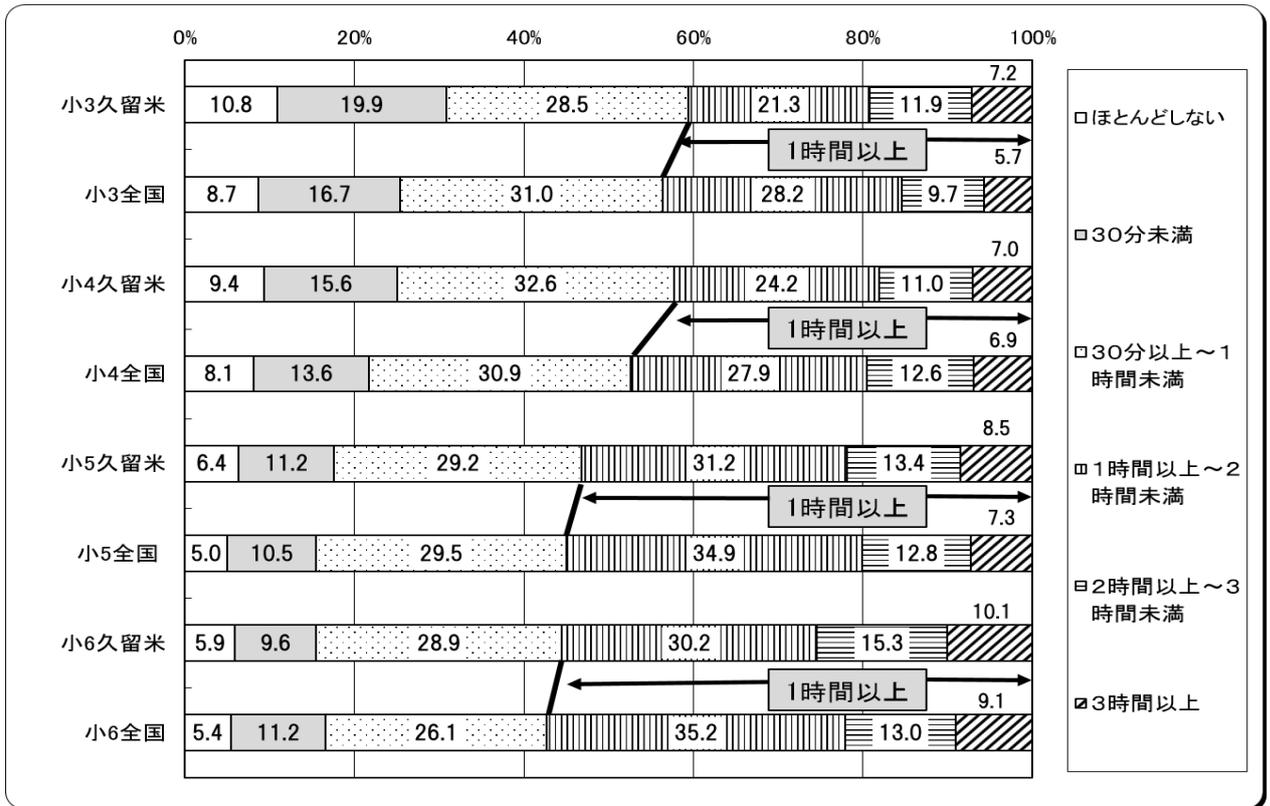
結果

- ① 国語は、小5と小6で平均正答率が全国平均を上回り、達成度が100%を超えた。また、小1～小3においても達成度が上昇傾向にある。
- ② 算数は、小4～小6で平均正答率が全国平均を上回り、達成度が100%を超えた。また、小1～小3においても達成度が上昇傾向にある。

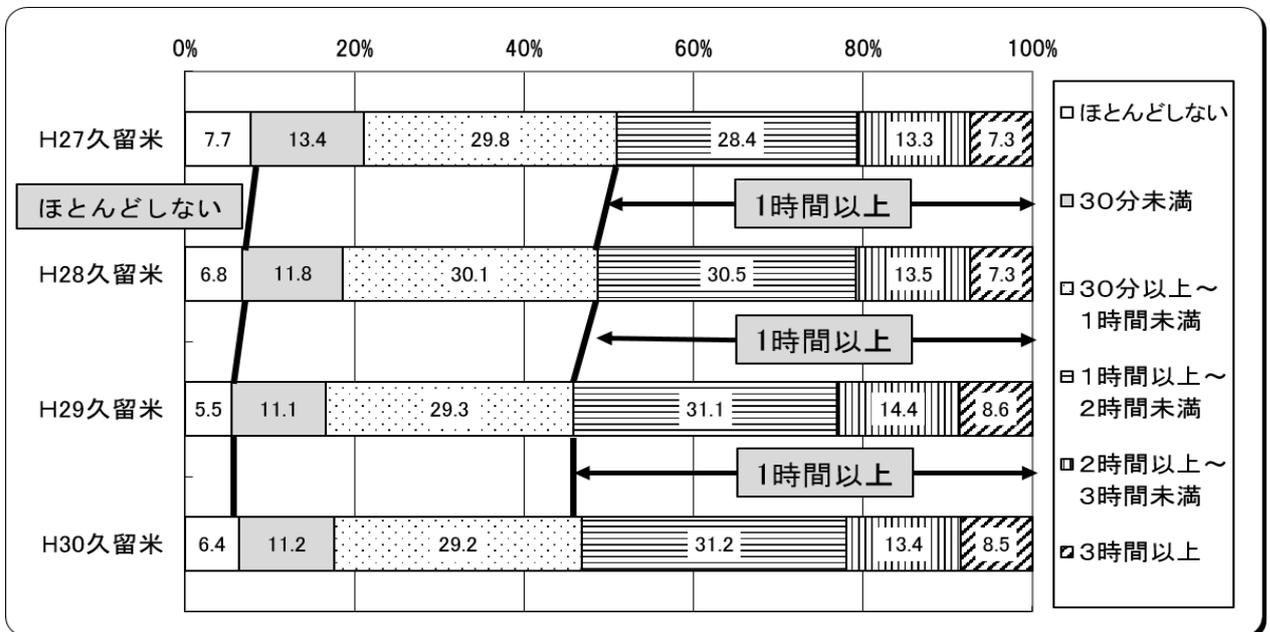
6 学習・生活状況に関する主な調査結果

(1) 学習時間に関すること

平日の授業以外の学習時間（塾を含む）



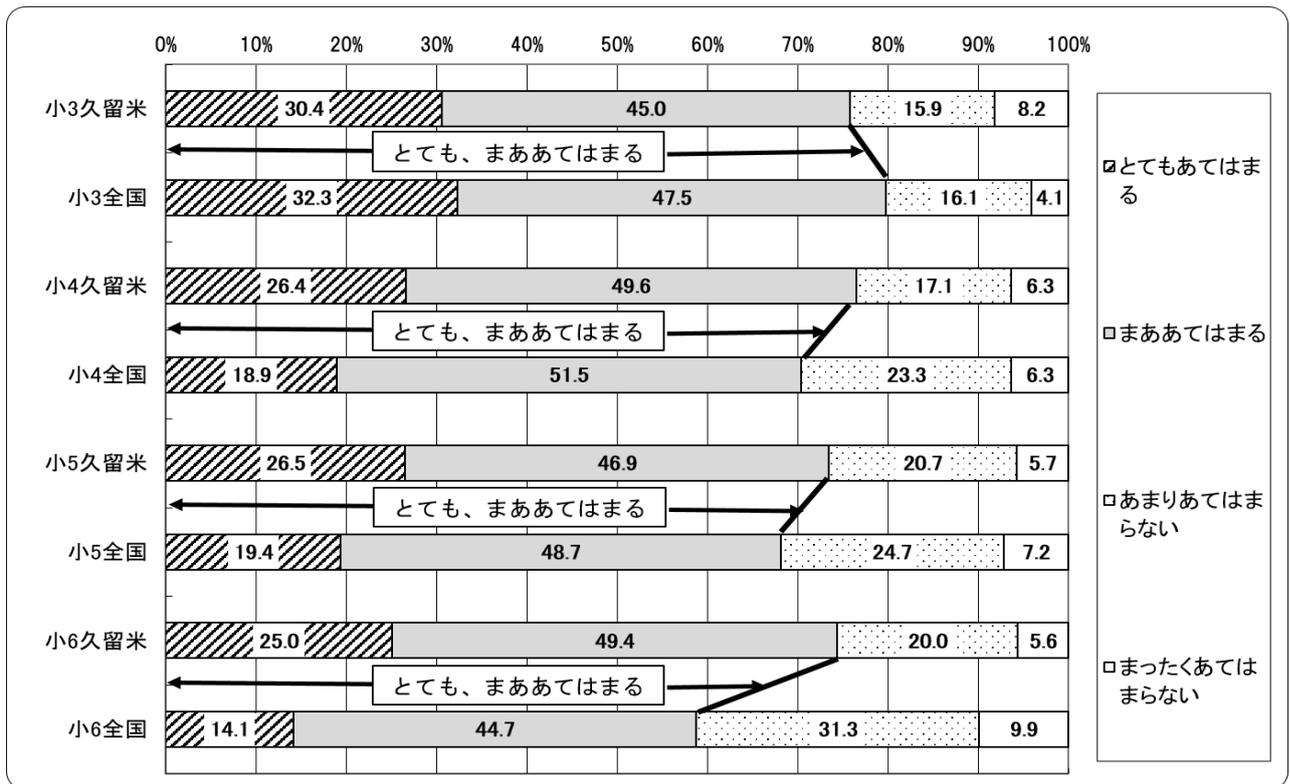
第5学年の推移



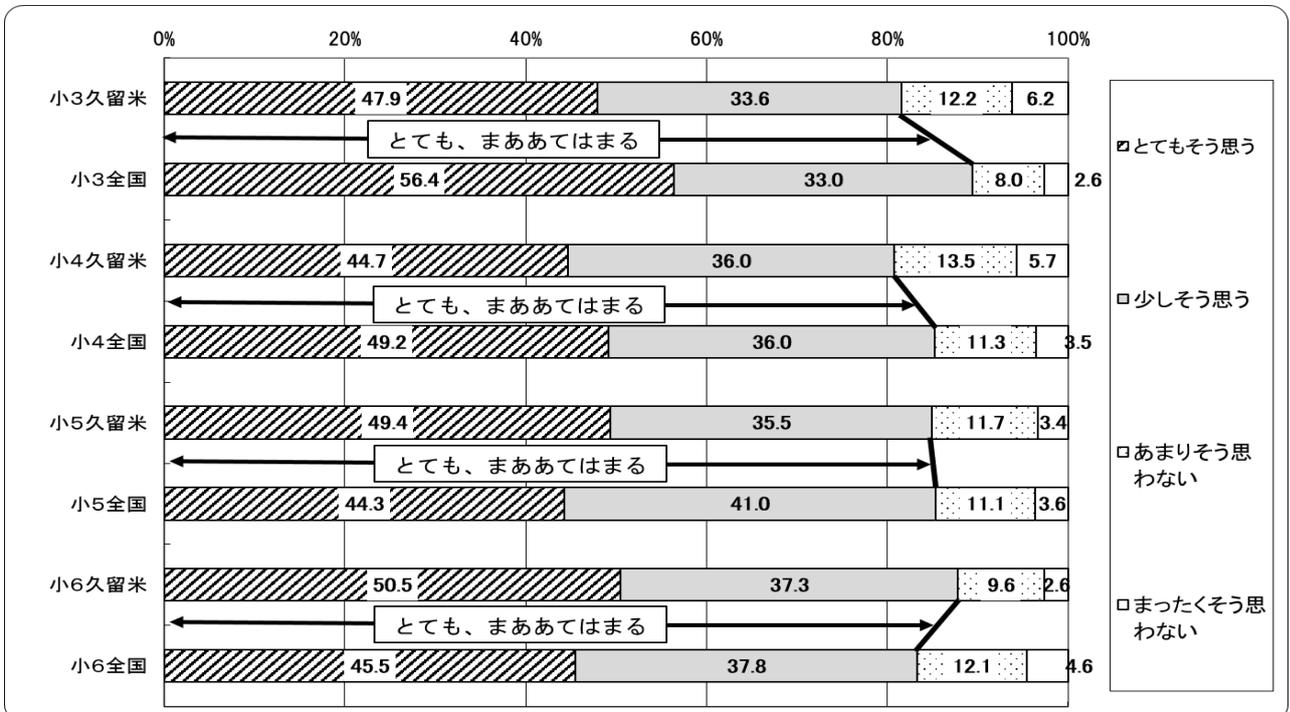
結果

- ① 市教育改革プランの指標である「1時間以上勉強する」と回答した児童の割合は、全学年で全国平均を下回った。
- ② 第5学年の推移では、「1時間以上勉強する」と回答した児童の割合は、総じて増加傾向にある。

(2) 学校生活の充実に関すること
自分にはよいところがあると思う



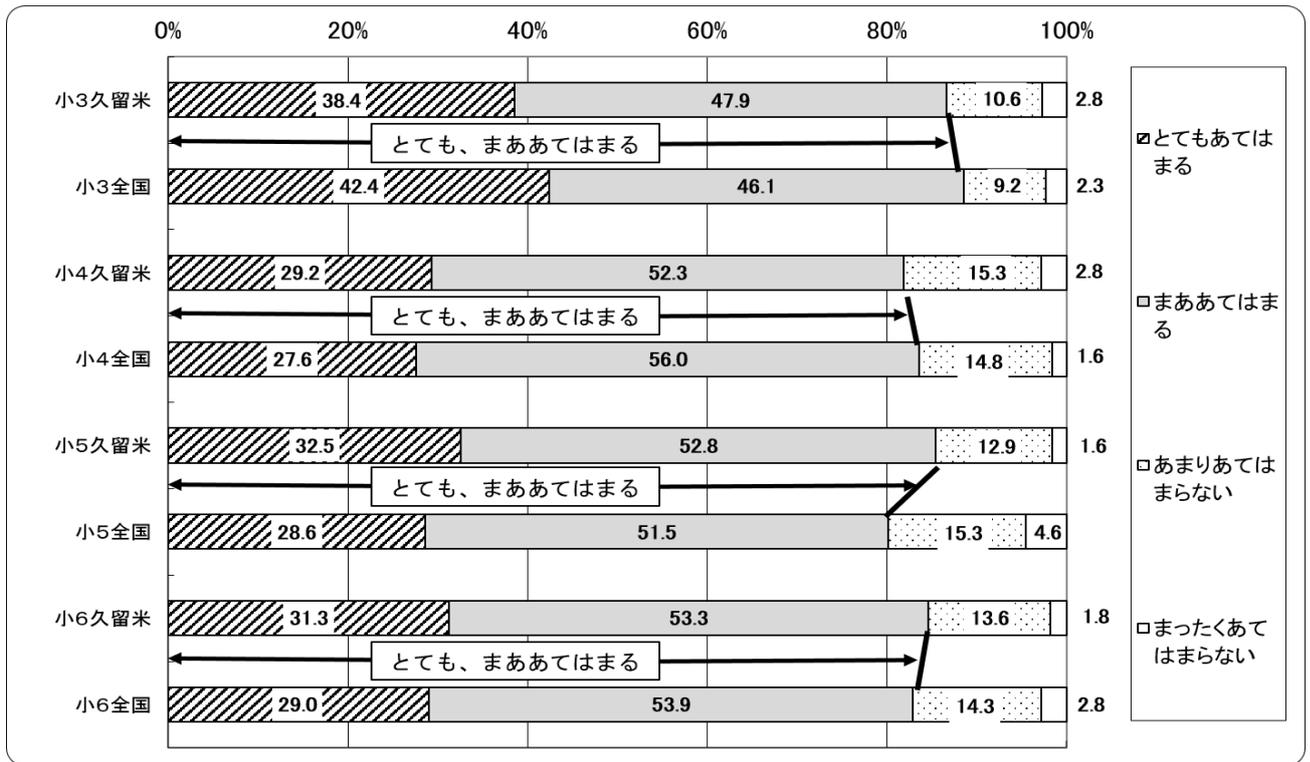
学校へ行くのは楽しい



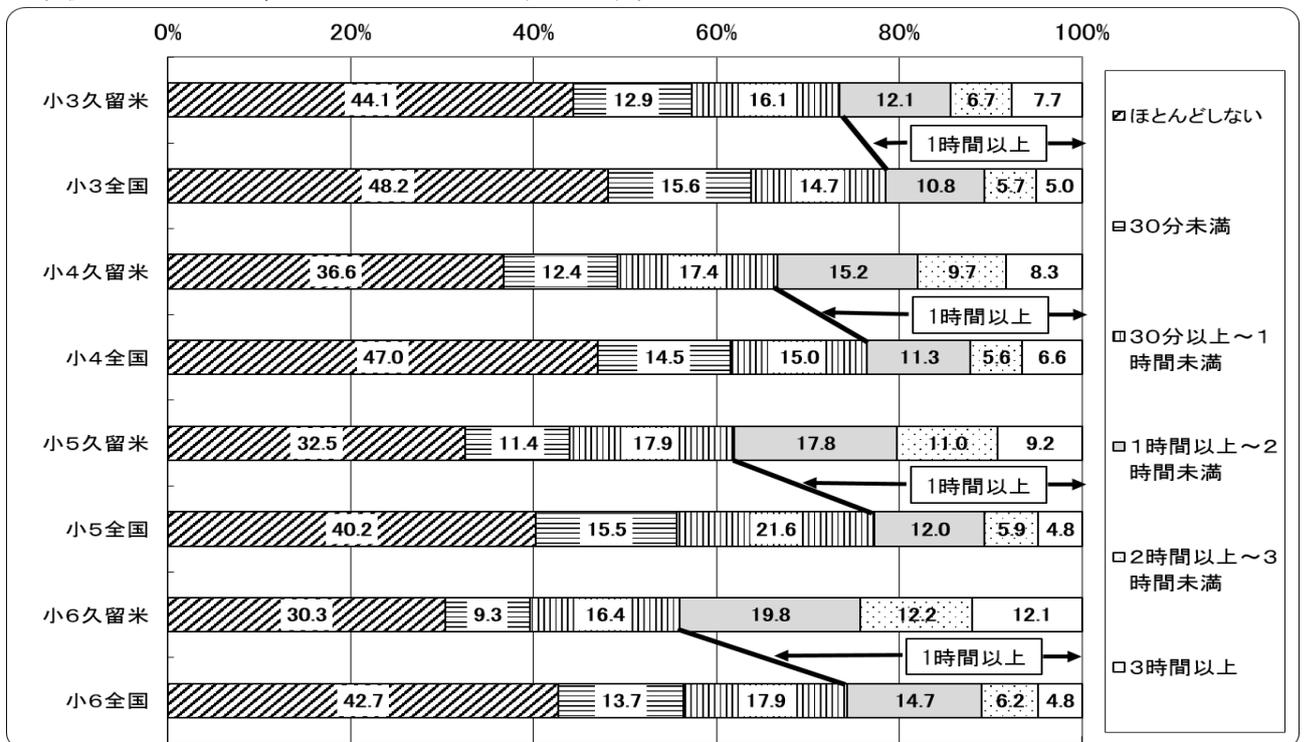
結果

- ① 市教育改革プランの指標である「自分にはよいところがあると思う」と肯定的に回答した児童の割合は、小3を除き全国平均を上回った。
- ② 「学校へ行くのが楽しい」と肯定的に回答した児童の割合は、学年が上がるごとに増加し、小6で全国平均を上回った。

(3) 生活習慣に関すること
学校の決まりを守っている



学校がある日で、1日にゲームをする時間



結果

- ① 「学校の決まりを守っている」と肯定的に回答した児童の割合は、小5と小6で全国平均を上回った。
- ② 「1日にゲームをする時間」は、全学年で「1時間以上している」と回答した児童の割合が全国平均を上回っている。

7 今後の主な取組等

(1) 基本的な取組

風通しのよい学校・学級運営に努め、関係機関との情報共有・連携を図ることによって、生徒の自尊感情や学校を楽しいと思う意識等を高める。

(2) 授業改善

- ① 国語では、読解力を高めるため、文章を俯瞰的に読み、筆者の主張について考えを伝え合う活動を取り入れる。算数では、問題に対する自分の考えと根拠を書く活動、考えを出し合い共通点や相違点を比較検討する活動を取り入れる。
- ② 誤答や無回答が多い問題を解説したり、類似問題を解いたりして、課題のある問題へのフォローアップを図る
- ③ 各学校で調査結果の分析を行い、学力の課題とその要因を明らかにして、学力向上プランの立案に活用する。

(3) 学校・家庭・地域の連携

調査結果を保護者へ周知し、学力や生活実態の共通理解を図るとともに、スローメディアの取組や利用時間を決める等の啓発を図る。

国登録有形文化財の新規登録について

1. 日本福音ルーテル久留米教会について

日本福音ルーテル教会は、プロテスタント派の教会で、久留米での伝道は1901年に始まりました。久留米教会は、1910年（明治43年）に久留米市日吉町2丁目53番地（現在16番地3）の土地を購入して創設され、現在の礼拝堂は1918年（大正7年）に建設されました（昨年100周年）。1945年（昭和20年）8月11日の久留米大空襲では幸いにも焼失を免れ、戦前期から残る数少ない建造物の一つです。

その歴史的建造物としての重要性から調査を進めてきましたが、3月18日（月）の文化審議会文化財分科会による答申を受け、国の登録有形文化財（建造物）に登録されることになりました。

2. 登録される文化財の名称等

指定名称：日本福音ルーテル久留米教会 礼拝堂^{れいはいどう}
日本福音ルーテル久留米教会 煉瓦塀^{れんがべい}
指定種別：登録有形文化財（建造物）

3. 経過と今後のスケジュール

3月12日（火）16：00 県記者レク。久留米市記者クラブへ情報提供

3月18日（月）文化審議会文化財分科会による答申

※2～3ヵ月後の告示をもって、正式に国登録有形文化財になります（告示日が登録日）。



▲日本福音ルーテル久留米教会（北から）



▲祭壇付近



▲煉瓦塀（門柱西側一部）

「パラリンピック種目体験会」の実績について（報告）

このたび、下記のとおりパラリンピック種目体験会を開催いたしました。

記

1回目

日時：平成31年1月27日（日） 13時15分～16時40分
場所：久留米シティプラザ 六角堂広場
主催：久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、
共催：久留米市、福岡県
種目：ボッチャ、車いすテニス、車いすバスケット、車いすラグビー
講師：バルセロナパラリンピック車いすテニス 日本代表 岩崎 満男 氏
車いすバスケット 元福岡県代表(キャプテン) 橋立 太 氏 他
参加者：約100名



2回目

日時：平成31年3月2日（土） 13時15分～16時40分
場所：久留米シティプラザ 六角堂広場
主催：久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、
共催：久留米市、福岡県
種目：ボッチャ、車いすテニス、車いすバスケット、車いすテニス、
ブラインドサッカー
講師：バルセロナパラリンピック車いすテニス 日本代表 岩崎 満男 氏
車いすバスケット 元福岡県代表(キャプテン) 橋立 太 氏 他
参加者：約30名



平成30年度ジュニアアスリート教室の実績について

■ジュニアアスリート教室

東京2020オリンピック・パラリンピックなどの国際大会に向けて、トップアスリートを目指すジュニア世代の競技力の向上を図るため、元日本代表選手等が技術指導を行う教室を下記のとおり開催いたしました。

| 教室名 | 概要 | | 写真 |
|--------------|-----|---------------------------------|---|
| バスケットボール教室 | 日 程 | 平成30年8月2日(木) |  |
| | 場 所 | みづま総合体育館 | |
| | 講 師 | ライジングゼファー福岡 選手・スクールコーチ | |
| | 参加者 | 市内中学生 38名 | |
| ラグビーフットボール教室 | 日 程 | 平成30年8月19日(日) |  |
| | 場 所 | 久留米スポーツセンター陸上競技場 | |
| | 講 師 | 菊谷 崇(元日本代表主将) | |
| | 参加者 | 市内小・中・高生 50名 | |
| 柔道教室 | 日 程 | 平成30年12月1日(土) |  |
| | 場 所 | 久留米アリーナ武道場 | |
| | 講 師 | 江上 忠孝(元日本代表・元九州電力 株式会社柔道部監督) | |
| | 参加者 | 市内中・高生 22名 | |
| 野球教室 | 日 程 | 平成31年1月20日(日) |  |
| | 場 所 | 新宝満川野球場 | |
| | 講 師 | 福岡ソフトバンクホークスOB | |
| | 参加者 | 市内学童軟式野球所属 85名 | |
| サッカー教室 | 日 程 | 平成31年1月26日(土) |  |
| | 場 所 | 久留米スポーツセンター補助競技場 | |
| | 講 師 | アビスパ福岡スクールコーチ 3名 | |
| | 参加者 | 市内中学生 31名 | |
| 自転車教室 | 日 程 | 平成31年2月9日(土) |  |
| | 場 所 | 久留米競輪場 | |
| | 講 師 | 塩原 正長 (元日本自転車競技連盟コーチ) | |
| | 参加者 | 市内小・中・高生 14名 | |

スポーツ大会成績優秀者個人・団体の報告について

スポーツ大会において全国大会出場以上等の成績を収めた個人又は団体について、次のとおりお知らせいたします。

1 全国大会優成績

大石 夢陽（おおいし まお）・西国分小学校4年生

大会名：第27回全国小学生バドミントン選手権大会

日 程：平成30年12月24日（月）～12月28日（金）

場 所：エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）

主 催：（公財）日本バドミントン協会、日本小学生バドミントン連盟

結 果：優勝（女子シングルス4年生以下の部）

備 考：平成31年3月中旬に中国（上海）で開催される、

「日本・中国上海・江蘇省・浙江省合同強化練習会及び大会」
（仮称）に参加することが決定している。

2 全国大会出場

久留米ペトリオッツ（中学硬式野球）

大会名：2019年日本旅行カップ

第3回全日本選抜中学硬式野球大会

日 程：平成31年3月23日（土）～25日（月）

場 所：コザしんきんスタジアム 他3会場

主 催：一般社団法人 日本ポニーベースボール協会